

政策資料

No.281 《復刊176号》
1990年2月1日

卷頭言 久保 亘1
〈特 集〉

1990年度予算編成関連

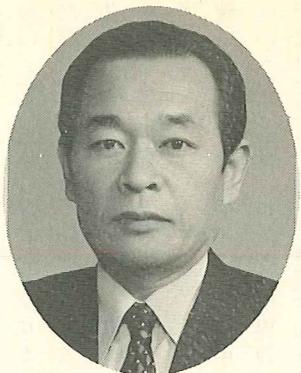
- ◎党首会談に当たっての提案2
- ◎平成二年度予算編成に関する社会党の
基本的態度3
- ◎政府及び自民党税制調査会の来年度税
制改正に関する答申・大綱について
(談話)9
- ◎'90年度予算大蔵原案について(談話) 10
- ◎'90年度政府予算案について(談話) 12
- ◎予算等に関する申し入れ14
建設省・国土庁・農林水産省・運輸省
・文部省・科学技術庁

〈資 料〉

- 自民党の消費税「見直し」について
「共同談話)26
- 自民党の消費税見直しを斬る28

- 消費税廃止関連九法案の審議未了、廃
案に関する共同声明30
- 在日朝鮮人児童・生徒への暴行・嫌が
らせ事件についての申し入れ31
- 国と地方の関係等に関する報告について 32
- 政治資金規制法の一部を改正する法律
案、提案理由説明33
- 国鉄清算事業団職員の雇用確保に関す
る緊急申し入れ35
- 教育職員免許法の一部を改正する法律
案に対する反対討論・参考資料36
- リクルート疑獄公判について(談話) 38
- 「即位の礼」および「大嘗祭」に関す
る国家行事について(案)・申し入れ39
- 韓国訪問にあたって・訪問に関する報
告・参考資料42
- 米国のパナマへの軍事行動に対する
(談話)43
- ルーマニアのチャウセスク政権崩壊に
ついて(談話)49
- 日米構造協議についての見解50





消費税廃止と

九〇年代の政治

久保亘

政策審議会副会長

の日本の政治に影響を与えるにはおかしいであろう。六兆円の歳入に係る議員立法が、参議院本会議で可決されると、いう歴史的出来事は、同時に政権交代の可能性を現実化することによって、社会党をはじめ野党に、これまでにない大同団結を求め重い責任を課したという意味でも注目しなければならない。

二十一世紀につなぐ今世紀最後の十年、九〇年代は総選挙で幕をあける。この総選挙は、戦後史の上で最も重要な意味をもつ選挙である。それは議会制民主主義の生命である政権交代の可能性をかけて争われるからであり、八九年の最大の国内政治課題であつた消費税の存廃の決着と一体のものとして、国民の審判を仰ぐことになる。

昨年七月の参議院選挙は、消費税に対する国民投票の性格を帯びてたたかわれた。そして国民の意思は明らかになり、見直し存続を主張した自民党は一七%の支持しか得られず大敗し、参議院は歴史的な与野党の大逆転となつた。その結果、参議院は土井たか子委員

長を首相に指名したのである。

国民党が一票一揆で自民党政治を否定したのは、第一に消費税の成立過程が、議会制民主主義を完全に無視していたからである。ウソの公約で得た三百議席にもの言わせて、強行採決で押し通したこと

に民主主義の危機を感じたからである。第二に消費税は本質的に逆進性をもち弱者をいじめる税金であるだけでなく、負担した税金が何千億円も国庫に入らない欠陥税制であることを知っていたからである。第三にこんな悪税が、リクルート疑惑のような政治悪の手で強制されることを許せなかつたからである。

参院選で吹き荒れる国民の反撃

の嵐を避けるため、自民党は「思い切った見直し」を公約せざるを得なくなつたが、この公約は二重の裏切りとして、十二月一日に明らかとなり、国民の世論は廃止して税制改革をやり直せという声を大きくしている。

野党は、民意を尊重し公約を履行するために結束し、臨時国会で消費税廃止関連九法案を提出して、その成立のため全力を傾注した。三十四日間延べ八十五時間の論戦の末、十二月十一日、百三十六対百十一で可決し、衆議院に交付されたが、衆議院は会期切れを理由に審議未了廃案とした。しかし、直近の民意を反映する参議院の議決の政治的重みは、これから

（くぼわたる・参議院議員）

きを考えることと無縁ではない。経済大国の中では、豊かさを実感できない国民に、生活の未来像を示すことなく消費税を強行して顧りみないわが国の民主主義の限界を打ち破る責任と勇気を野党に求めている意味でも、消費税論争は、総選挙への問題提起であった。

一九九〇年度予算編成関連

一九八九・一二・二五

党首会談に当たつての提案

東西対立の象徴であつた「ベルリンの壁」の崩壊に示されるように、戦後世界の構造は大きな変貌を遂げつゝあり、軍縮と環境保全、国際協力の新たな時代を迎へようとしている。また、かかる世界情勢の中につつてわが国は、平和憲法の国として積極的に軍縮を推進するとともに、一人当たりGNPがアメリカを追い越した経済力にふさわしいゆとりある豊かな国民生活の実現を図るとともに、新たな国際情勢を踏まえた世界への貢献が求められていると考える。

こうした観点から、平成二年一九九〇年は二一世紀への入口であり、わが国は世界の友人として、豊かな生活と世界に信頼される

平和の国として本格的な歩みを踏み出すことが必要である。

また、参議院における与野党逆転という新しい政治状況のもとでの臨時国会では、消費税廃止・税制再改革関連九法案の参議院可決という歴史的な状況が生まれ、国民の一票の価値の重さが改めて示されるとともに、国会が国民生活により身近になり、活性化しつつある。また消費税の廃止・存続問題は改めて解散・総選挙の最大の争点の一つとして鮮明になつたと考える。

九〇年代はじめての平成二年度政府予算編成は、こうした事実を冷感に受け止め、從来の枠組みを超えて、平成二年度政府予算原案

については与野党の対決型ではなく、国際情勢の変化を踏まえ国民生活の向上を最優先課題とする国民合意の内容とする必要がある。

政府は、財政逼迫を強調しつつ実際は経済の好調を反映した順調な税収状況を背景としながら、防衛費等一部の予算のみを突出させ

る一方、当初予算における税収見積りを抑制して、意図的に隠し財源をつくり出し、補正予算を第二予算化するとともに、利益誘導とともに見られるバラマキを行いつつ当初予算ともども国債償還等を優先し、消費税強行導入に象徴されるように国民生活を犠牲にしている。これはあるべき予算、財政運営の面からも、国民生活の面からも極めて遺憾である。来年度予算においては、経済大国にふさわしい豊かさを実感できる生活水準の達成をめざし、土地・住宅問題の解決や先進諸国に比べて高い物価のは是正、高齢化に対応する社会保障制度の確立や高齢者を含めた雇用機会の拡大、地域格差是正のための地域振興策及び

農林漁業の育成、国内外の環境保全の推進、

世界の軍縮潮流に対応した軍縮・平和の推進

と国際協力の充実などを最重点に置くべきと

考える。

そうした意味において、政府予算編成においては、まず国民の審判が下された消費税に算編成とともに、資産格差など拡大する格差を是正し、公正な社会の実現をめざすとともに、実質5%程度の内需を中心とした経済成長の持続とともに、国民生活水準の向上を最優先させた予算とするべきである。

わが党は、以上のような基本認識に基づいて、平成二年度予算編成及び基本施策については、別紙の「平成二年度予算編成に関する社会党の基本的態度」の内容を最重点課題として、その実現を図るべきと考える。したがつて政府・自民党においては、これを十分に尊重し、大蔵原案を見直し、政府原案の策定を図るよう提案する。

一九八九年一二月二五日

日本社会党中央執行委員長
土 井 たか子

内閣総理大臣
自由民主党総裁
海 部 俊 樹 殿

一九八九・一二・二五

平成二年度予算編成に関する 社会党の基本的態度

日本社会党

I 平成二年度予算編成に関する基本姿勢

新しい政治状況のもとでの先の臨時国会では、消費税廃止・税制再改革関連九法案の参議院可決、年金支給開始年齢の六五歳への繰り延べ中止と年金スライド額の年度内支給等の実現をはじめ、土地基本法の大幅修正・成立、原爆被爆者援護法案の参議院可決、予備費支出や決算の不承認による税金の使途のチェックなど民意に応えて国民

が国は、平和憲法の国として積極的に軍縮を推進するとともに、一人当たりのG.N.P.がアメリカを追い越した経済力にふさわしい生活関連の課題で大きな成果が上がった。これは国民の一票の価値の重さを改めて示したものであり、国会が国民生活により身近になり、活性化したものとして高く評価できる。また消費税の廃止・存続問題は改めて解散・総選挙の最大の争点の一つとして鮮明になったといえる。

平成二年＝一九九〇年は二一世紀への入口であり、わが国は世界の友人として、豊かな生活と世界に信頼される平和の国として本格的な歩みを踏み出すべきである。

一方、参議院における与野党逆転という

一、九〇年代はじめての平成二年度政府予算編成は、こうした事実を冷厳に受け止め、従来の枠組みを越えて内外の諸課題に的確に対応するものとしなければならない。

すなわち、第一には、自民党が従来型の独善的予算案を編成しても国民生活に悪影響を及ぼすものであるなら予算関連法案が参議院において否決される可能性が高いこと、第二に、一月国会解散・総選挙が既定事実化されている中で、選挙後において必ずしも自民党が政権与党でありつづける保証はないこと、第三に、仮に自民党が予算の執行にあたることになったとしてもその決算は否決される可能性があること、といふ客観的情勢を踏まえるなら、平成二年度政府予算原案については、国際情勢の変化を踏まえ国民生活の向上を最優先課題とする国民合意の内容とする必要がある。

一、しかし、政府は、財政逼迫を強調しつつ実際は経済の好調を反映した順調な税収状況を背景としながら、防衛費等一部の予算のみを突出させる一方、当初予算における税収見積りを抑制して、意図的に隠し財源をつくり出し、補正予算を第二予算化するとともに、利益誘導とも見られるバラまきを行ひながら当初予算とともに国債償還等を優先している。

赤字公債依存からの脱却をはじめとする財政の健全化は与野党に通ずる共通課題ではあっても、政府のようにそれを至上課題と位置付け、消費税強行導入に象徴されるよう國民生活を犠牲にし、また一部の予

算の聖域化、補正予算における政治加算を慣例化させていることは、あるべき予算、財政運営の面からも、国民生活の面からも極めて遺憾といわざるをえない。

一、来年度予算においては、経済大国にふさわしい豊かさを実感できる生活水準の達成をめざし、土地・住宅問題の解決や先進諸国に比べて高い物価の是正、高齢化に対応する社会保障制度の確立や高齢者を含めた雇用機会の拡大、地域格差是正のための地域振興策及び農林漁業の育成、国内外の環境保全の推進、世界の軍縮潮流に対応した軍縮・平和の推進と国際協力の充実などを最重要に置き、与野党が歩み寄れる予算編成を行うべきである。

一、そうした意味において、政府予算編成においては、まず先の参議院選挙において国民の審判が下された消費税については、廃止を前提として予算編成時においてはとりあえずその収入を予算に組み入れず消費税抜きの予算編成とともに、資産格差など拡大する格差を是正し、公正な社会の実現をめざすとともに、実質5%程度の内需を中心とした経済成長の持続を図る国民生活水準の向上を最優先させた予算とするべきであり、また平成元年度補正予算についてもそうした平成二年度の財政運営を展望したものとすべきである。

II 平成二年度予算編成の基本方針

一、消費税廃止と税制再改革の実現

消費税は、①前回総選挙における公約に違反して強行採決をもつて導入されたこと、②導入後も国民の鋭い批判を受けて参議院選舉においてリコールされたこと、③自民党政自身が実施後一年も経ずして見直しを表明せざるをえず、しかもその見直しは消費税の矛盾を解消することなく、混乱をさらに拡大する内容となっていること、④参議院において民意に沿つて消費税廃止・税制再改革関連九法案が提案され、二カ月間、八〇時間余に及ぶ慎重審議の結果、可決されたこと、などをもつてその廃止は当然である。したがつて、消費税は明確に廃止し、平成二年度における混乱を回避する。

先に参議院において可決された「税制再改革基本法案」の趣旨に基づき、不公平税制の徹底是正を図るとともに、総合課税の推進、資産課税の適正化、個別間接税の改善等を追

わが党は、以上のような基本認識に基づいて、平成二年度予算編成及び基本施策について次の内容を最重点課題として、その実現を図るべきと考える。

求する。

年金所得における非課税枠の拡大、住宅取得控除の拡充及び家賃控除の創設、物価調整減税制度の創設の検討、住居・店舗等の固定資産税軽減の検討、みなし法人税制に代わる小規模法人税制の検討等を図る。

不公平を拡大する輸入促進税制ではなく、内需振興、中小企業・地場産業育成のための税制の検討を進める。

消費税廃止にあたっては、先に提案した代替財源措置を踏まえ、税収見積りの適正化にともなう自然増収の活用、昭和六三年度決算剩余金及び平成元年度における自然増収額の適切な運用等を図るとともに、地方税財源の安定確保を図り、地方財政運営に支障を生じさせないよう措置する。

二、ゆとりある生活の豊かさの倍増

経済力と国民の生活水準とのギャップを埋めるため、内外価格差の是正、国際公約でもある労働時間短縮のための週休二日制の推進、土地基本法制定を踏まえた土地対策的具体的推進、遠、高、狭の住宅環境の改善と都市環境の整備など生活関連の社会資本の計画的拡充などをめざす。

高齢者や障害者が大切にされ、女性の社会参加がはかられる等の新しい社会のシステムづくりをめざす。安心して過ごせる老後のた

め、年金・医療・福祉制度の改革と制度の確立を図る『総合福祉プログラム』の策定をめざすとともに、老人医療制度における各保険制度からの拠出金に係る加入者按分率の一〇割への引き上げを中止する。

また、バイバスや地方道整備、コミュニータ・ヘルポートの整備推進、地方バス路線・離島航路等の維持・充実など地方圏の生活交通の整備を推進する。

女性があらゆる分野で社会参加ができるための育児休業法やパート労働法の制定などの必要な政策の推進、国民の文化・スポーツ活動を活発にするため、施設の整備や人的資源の配置・育成を推進するとともに、文化予算を西欧並に拡充し、「芸術文化振興基金」を創設する。

三、地域格差の是正と農林漁業・中小企業等の育成

東京の一極集中と地域格差の是正をめざし、官公庁等の管理中枢機能の分散と地方分権の推進を図る。

国際化に対応する地場産業の育成と中小企業等の保護・育成を推進するため、人材養成、金融の拡充、第三セクターの活用等を活性化させる。

農林漁業の振興を図り、コメの自給体制の堅持と食糧自給率の向上を図るとともに、国産材の供給・利用促進のための森林整備システムづくりの推進などを図る。

地域振興の推進を図るため、地域振興基金の創設や自治体金融の拡充、公共・民間の混

四、積極的軍縮と国際協力の推進

東西の冷戦構造の崩壊という新しい歴史を迎え、平成二年を「軍縮元年」とし、防衛費の突出を厳しく抑制し、非核三原則の堅持、G N P比一%枠の厳守はもとよりのこととして、攻撃的兵器等の装備の新規発注は中止し、戦体制からの脱却をめざした中期的な軍縮計画の策定を図る。

また、軍事基地の縮小撤去と基地周辺の生活環境の保全・整備を図るとともに、軍事費の削減、軍縮による予算節減分を原資として拠出し、飢餓の克服や開発協力・環境保全などに資する「進歩と共生のための世界計画」の策定・推進を提唱する。

援助額で世界一の援助国となつたわが国の政府開発援助を、援助理念の確立、贈与比率の拡大など、援助対象国の経済の自立的発展、国民生活の向上に役立つものに改善する。そのため、早急に援助政策の一元化等をも含め

合セクターの活用等をめざすとともに、過疎地域の活性化を図るため新たな過疎地域振興立法の制定を図る。

また、バイバスや地方道整備、コミュニータ・ヘルポートの整備推進、地方バス路線・離島航路等の維持・充実など地方圏の生活交通の整備を推進する。

た「国際開発協力基本法」を制定する。また、ペレストロイカへの積極的な協力を推進し、東欧諸国の政治経済改革のために実態に応じた計画的な援助を拡充する。

累積債務国に対する資金援助を進めるため、民間の投資等に対しても政府が債務保証

するようとする。また、国際的な地球環境保全機構への財政的・技術的・人的な協力の拡大、国際自然保護連合など非政府環境保全組織との関係の強化、留学生受け入れの拡充、国連総会で採択された「子どもの権利条約」批准など国際連帯を強める。

五、政治への信頼回復

リクルート汚職事件に明確なけじめをつけ、政治家の資産・収入の公開などを含む政治倫理法の制定、企業献金の禁止を含む政治資金規正法の抜本的強化等、金権政治の一掃と国民に信頼される政治の確立を図る。

政治腐敗の抜本改革のために、政党法ではなく、企業献金の禁止と「一定得票を得た候補者等の選挙費用の公費負担」、「議員活動に伴う経費および院内会派の経費への公費補助の強化」、腐敗行為にかかる議員資格の剥奪、公務員の天下りと立候補の制限などを図る。

國權の最高機関にふさわしい立法機関としての国会の機能の充実、活性化を図るとともに、

に、法制局・調査室・国会図書館の調査及び立法考査局の人員及び予算の拡充を図る。

外被爆者についても国内被爆者に準ずる措置を講ずる。

(④) 軍人恩給欠格者に対する平年祈念事業特別基金による慰労の個別措置について、可

III 平成二年度に講ずるべき最重要施策

一、「福祉総合計画」の策定など高齢化対策の推進

① 基礎年金に対する国庫負担の引き上げ、被用者年金における労使負担割合の見直しによって年金額の充実と保険料の長期的抑制を図る。

② 二〇一〇年から本格的に到来する高齢社会に備え、年金の充実・医療体制の整備・ねたきり老人、痴呆性老人、重度障害者のための在宅福祉、訪問看護、介護サービスを軸とする病院、診療所、特養ホーム、老健施設などの機能分担や地域における「福祉センター」設置など福祉の総合的な制度の確立をめざし、「福祉総合計画」の策定に着手する。

老人医療制度における加入者按分比率については一〇割拠出を中止するとともに、国民健康保険財政の健全化を図る。

③ 國家補償の精神による被爆者援護法制定

をめざし、政府の行つてはいる被爆者死没者に対する弔慰金制度を確立する。また、在

二、農林業再建と食糧自給率の向上

① 食糧自給率の計画的な向上、国内農業再生に向けた総合再建計画の策定を図るため、畜産及びかんきつ農家救済策の拡充、食品安全基準の改訂と内外の食品に対する安全検査体制の抜本的強化等を図る。

山間地域の活性化を図るため、青年の就農助成や農業者年金制度の充実を図る。

② コメの完全自給体制を守るため、ガット・ルールの改訂実現を推進し、あわせて、食管制度の根幹の堅持と減反の見直しを図る。また安全性確保・安定供給・安価提供を推進するため農畜産物の価格政策の確立を進める。

③ 緑を守り、国土を保全し、地場産業としての林業再建をめざすとともに、農村、山村、漁村の地域全体の振興を図る。国内森林の育成保護と国産材供給促進のため、森

林整備システムの形成を図るとともに、熱帶雨林の保全育成のため熱帯木材機関(ITT TO)に基金と設立を呼びかける。

(4) 沿岸・近海漁場の整備・開発を促進するとともに、休漁・減船措置とともに補償制度の整備、漁家・中小漁業の経営安定化対策の推進、海外漁業の適正維持のための漁場開発、合弁・共同事業の推進を図る。

三、地域振興と地方財政対策の充実

(1) 第一次産業の振興を含め、地域経済社会文化の活性化を図るために、地方交付税制度の拡充を図るとともに、地域金融制度の充実を図り、行政権限の市町村などへの移譲を推進する。

また、決算剰余金(交付税分)を活用し、永続的な地域振興基金を設立する。

(2) 現行の過疎法に代わって、新たに地域の高齢化の振興度合い等も勘案した新過疎法の制定を図るとともに国庫助成、過疎債発行対象事業の拡大等を図る。

(3) 離島対策、積雪寒冷地対策等の強化・充実を図る。

四、土地・住宅対策の強化と交通対策の推進

(1) 土地基本法の制定を踏まえ、自治体による計画的な土地利用の促進、土地の先買権の確立と併せて国の責任で推進する。

海運・造船・船員対策の拡充を図るとともに、大都市圏の交通混雑緩和のための都市鉄道建設、都市バス活性化等を推進する。整備新幹線の建設については総合交通体系の確立と併せて国が責任で推進する。

六、教育・文化対策の充実と留学生対策の拡充

強化と財源保障など公共的利用優先策の拡充、土地譲渡所得課税の強化及び保有課税の適正化、固定資産税の改善など土地税制の抜本的改善に着手する。

市街地区域内の農地に対する宅地並課税問題については、自治体の都市計画・土地利用計画を尊重するとともに、自治体の審査の厳正強化を図り、調整区域への編入・生産緑地制度等の活用を図る。

(2) 東京をはじめとする大都市圏における住宅事情を改善し、労働者が家族構成に応じ、適切な住居費で良質な住宅を確保できるよう、公営・公団住宅の大量建設と質の拡充、用地費・建設費補助の強化と家賃対策の充実・公庫融資の充実などを図る。

また、下水道、公園等の生活関連社会資本の計画的整備を進める。

(3) 国民の生活交通を確保するため、鉄道、バス、航路等に対する財政措置を強化するとともに、交通にかかる費用負担のあり方や安全・環境保全等を含めた総合的な原則を定めた「交通基本法」(仮称)の制定を図る。

(3) 原子力偏重のエネルギー政策を改め、クリーンな代替エネルギーの開発促進を図り、原子力エネルギー依存からの脱却をめざすとともに、不要な原発関連予算の削減を図る。

また青森核燃料サイクル基地や幌延高レベル廃棄物貯蔵施設等については中止する。

五、地球規模の環境対策の推進

(1) 地球規模の環境保全の推進のため、世界に向けて「地球環境保全宣言」を行なうとともに、「地球環境国連特別総会」の開催と「地球環境年」制定などを働きかけるとともに、具体的な行動の一〇カ年計画の策定を提唱し、その推進を図る。

(2) 二酸化炭素対策の推進、フロンガス規制

国際協定に基づく政策措置を早急に具具体化するとともに、大気汚染防止のための国内対策推進、アスベスト代替品の開発と使用の推進、ゴルフ場の新規建設と農薬使用規制などを進める。また、産業廃棄物の処理等の規制強化と発生者責任の確立を図る。

東京湾の安全確保と環境保全を図るために、東京湾保全法を制定する。

(3) 原子力偏重のエネルギー政策を改め、クリーンな代替エネルギーの開発促進を図り、原子力エネルギー依存からの脱却をめざすとともに、不要な原発関連予算の削減を図る。

また青森核燃料サイクル基地や幌延高レベル廃棄物貯蔵施設等については中止する。

① 初任者研修予算は事務職等の配置率改善に振り向け、四〇入学級を早期完結させるとともに三五入学級の計画に着手する。また、学校五日制の実現に向け地域の教育環境の整備を推進するとともに、大学の教育研究予算の拡充、私学への二分の一助成の実現、平成三年度入学金、授業料値上げ案の撤回、奨学金制度の抜本的拡充に努める。

競技スポーツ重視を生涯スポーツ重視に改めるとともに、教育休暇制度の確立など生涯学習の条件整備に努める。

② 児童館、学童保育施設等の整備・充実を図るとともに、親の教育費負担の軽減、親の転勤に伴う転入学の保証や帰国子女教育対策の拡充を図る。

③ 地域の図書館、文化・スポーツ施設の大規模な拡充、国公立ギャラリーの整備、自治体オーケストラ、親子劇場、文化・スポーツの国際交流への助成の強化等を図るとともに、重要な文化遺跡保存の推進を図る。

④ 世界とともに生きるための重要な課題である留学生受け入れについて、奨学金制度、寄宿舎、日本語学校等の整備、国費留学生

の枠拡大などの思い切った措置を講じる。そのため、留学生対策予算は文部省予算のとともに三五入学級の計画に着手する。また、学校五日制の実現に向け地域の教育環境の整備を推進するとともに、大学の教育研究予算の拡充、私学への二分の一助成の実現、平成三年度入学金、授業料値上げ案の撤回、奨学金制度の抜本的拡充に努める。

⑤ 「災害児童奨学金制度」創設の基金に対し、政府が責任をもつて拠出する。

七、雇用機会の拡大等と労働時間短縮の推進

① 企業の海外進出や事業転換等に伴い国内労働者が失業に追い込まれることのないよう必要な規制措置を講じるとともに、特定不況業種等雇用安定法、地域雇用開発等促進法、高年齢者等雇用安定法その他の関係法律について、それぞれ実情に応じた積極的かつ機動的な運用をはかる。

② 外国人労働者問題については、可能な限りその受け入れ範囲を拡大することとし、その基準の明確化や住宅、教育、社会保障その他の国内環境・受け入れ態勢の整備を図るとともに、不法就労をなくすため外国人を不法に使用する者に対する罰則を設ける等の有効な規制措置を講じる。また、いわゆる単純労働者の受け入れについては、その及ぼす社会的影響の大きさに十分留意し、欧米諸国の経験や動向を参考としつつ、慎重に検討する。

③ わが国においても完全週休二日制・週四〇時間労働制を早急に確立するため、改正

労働基準法の積極的な運用をはかるとともに、金融機関及び官公署の閉店・閉庁方式による完全週休二日制を早急に実施し、下請・中小企業等については必要な保護あるいは経済的助成措置を含む立法措置を講じる。また、学校五日制についてもできるかぎり早急に実現することとし、そのため必要な条件整備に直ちに着手する。

八、中小企業の育成策の強化

① 國際経済社会の変化に対応し、きめ細かい中小企業対策を講じるため、必要な財源を政府の責任において保障し、各地域において、自治体が中心となり、地域の特性に合わせた中小企業振興策を策定・推進する。経営環境が厳しくなっている現状にかんがみ、下請企業に対する不法・不当な行為を規制するとともに、下請いじめができない予防措置を講じる。また、現状の取り引きに合わせた機動的な法運用を行う。

② 企業倒産、整理等で職場を失った従業員が自主的に進める共同事業、会社再建に対しては、特段の配慮を行い、総合的援助・育成策を推進し、必要とあらば、法改正をも含む支援策を講じる。不当労働行為を行った企業に対しては、直ちに政府関係助成を見直し、必要とあらば中止するとともに、公共事業の発注停止、取り消しなどの規制

を実施する。

- (3) 大店法については、地域の再開発、商店街振興などの観点から、その権限を知事に移すとともに、調整機能の充実や融資充実などを図る。

九、人権の徹底尊重とプライバシー保護等の推進

- (1) 代用監獄の廃止をめざし、拘置所の増設、収用者の待遇改善、人権擁護を推進するとともに、いわゆる拘禁四法案は廃案とする。

- (2) 同和対策事業及び予算の拡充を図り、「部落解放基本法」(仮称)の制定をすすめるとともに、アイヌ民族の権利確立のため、予算の拡充、北海道旧土人保護法の廃止と「アイヌ新法」の制定などの措置を講じる。また、国際人権規約選択議定書(B規約)、人種差別撤廃条約を早期に批准する。

- (3) 高度情報化社会における国民の主体的・

- 自律的な政治・社会参加を促進するため、行政情報に関する国民の「知る権利」を確立する「情報公開法」を制定するとともに、「個人情報(プライバシー)保護法」をより改善するため改正する。

- (4) 南アフリカのアパルトヘイト(人種隔離政策)を厳しく糾弾するとともに、対南ア貿易保険の適用をとりやめる。

二、「パート保護法」・育児休業法制定と女性政策の推進

- (1) 事業主に対する啓発、指導等を積極的に進めるなど女性差別をなくすため、都道府県婦人少年室を拡充する。また、自治体の婦人会館等の施設の整備を推進するとともに、地域における女性の社会教育活動に対する助成を強化する。

- (2) 女性の社会参加を進めるため、政府・公共機関の審議会等の委員については、女性

の占める割合を当面一〇%以上に引き上げ、各種審議会の新設、委員の改選にあたり着実に実施する。

- (3) 男女全労働者を対象とする「選択・有給・原職復帰」の原則に基づく育児休業法を制定するとともに、保育施設の充実をはかる。また、介護休暇制度を確立し、家庭介護員派遣制度を創設する。さらに、パートタイマー等の雇用の安定、労働条件の確保のため、パート等保護法を制定する。

一九八九・一二・一九

政府及び自民党税制調査会の来年度税制改正に関する答申、大綱について(談話)

日本社会党政策審議会
会長 伊藤茂

一、本日、政府税制調査会は来年度税制改正を答申し、自民党税制調査会は税制改正大綱を決定した。これによつて政府・自民党的來年度税制改正案は確定されたわけであるが、先頃の「消費税見直しに関する自民

党の基本方針」の具体化を柱としており、多数の国民の反対を押し切つて強行的に導入されたものの、すでに廃止の審判が下された消費税の存続を狙つた国民無視の税制改正案といわなければならぬ。

一、自民党の「見直し」では、所得に対する

逆進性など消費税の構造的な大欠陥を解消できないことは、見直し案に対する失望というかたちすでに明らかになっている。

政府・自民党の消費税見直しは、税制を複雑にするだけで、消費者の不満に応えられ

ないばかりか、事業者を混乱に陥れかねない。国民の期待に応えるには、消費税は見直しではなく、廃止以外にすることは明らかであり、政府・自民党はこの当然の選択を実行できる最後の機会を自ら放棄したといわざるをえない。

一、今回の税制改正大綱（答申）では、消費税の見直し関係の外、土地税制やいわゆる輸入促進税制が柱となっている。土地税制は、超短期の譲渡に対する重課制度と長短区分の特例の延長というもので、従来の対策を引き延ばしたものにすぎない。むしろ長短区分は、五年への短縮が宅地等の供給にそれほど役立たず、かえって土地投機を助長する側面があり、地価高騰の全国への波及を阻止できなかつたこと等を考えれば、本則の一〇年に戻すべきである。また、総選挙後、東京二三区内の農地の宅地並み課税をめざしているようであるが、選挙前には決定せず、その後宅地並み課税を実施したとしたら、それは消費税問題と同様に国民を欺く行為であり、厳しく指弾されなけ

ればならない。

輸入促進税制は、貿易摩擦の根本的な解決を図ろうとする発想とは異なるもので、場当たり的であり、その目的には資せず、税制に新たな不公平をもたらすだけに終わらかねない。

一、現在の緊急課題は、消費税を廃止することであり、国民生活の向上を軸に内需拡大を促進し、貿易摩擦の緩和を図ることである。先般の参議院選挙で「消費税廃止」の国民の審判は下されており、それを受けてわが党をはじめとした野党が参議院に共同提出した消費税廃止関連法案は、参議院で

可決されている。衆議院では、絶対多数を背景とする自民党のゴリ押しにより、審議未了・廃案となつたが、これこそが民意を無視し、参議院の院議を踏みにじるものであつた。いままた、小手先の見直しによつて消費税の存続を図り、消費税を前提とした予算案を策定することは、内外からの期待に反する行為であり、容認できることではない。

わが党は、消費税廃止の国民的期待に応えるため、来るべき総選挙で自民党を過半数割れに追い込む決意である。

一九八九・一二・二四

一九九〇年度予算大蔵原案について（談話）

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂

一、本日、政府は一九九〇年度予算大蔵原案を了承し、各省庁に内示した。激変する内外情勢は自民党政治の転換を迫まつてゐるにもかかわらず、それに対する政府・自民

党の真剣な姿を見ることはできない。今回の大蔵原案は、相変わらず防衛費の突出・優遇と消費税の存続に固執することに象徴されるように国民生活の圧迫を継続する一

方、好調な税収をいいことに、総選挙目当ての利益誘導ともいえるバラまきを行つた

「消費税存続・軍拡推進・党利党略の予算案」といわなければならぬ。

一、今回の予算大蔵原案では、一般会計、一般歳出とともに九年ぶりの大増となり、赤字国債の発行からも一五年ぶりに脱却し、

国債整理基金への定率繰り入れも再開され

ているが、これは税収見積りの適正化と消

費税による増税の結果であり、財政運営の

良好さを意味するものではない。しかも、

当初予算比では一般歳出が大幅に増えてい

るが、八九年度補正予算が大幅な税の自然

増収（当初見積りからの）を背景に大規模なものとなつてゐるため、補正後と対比す

れば逆に減少している。この間、当初では

税収の過小見積りを行い、緊縮予算を編成

しておきながら、政府・自民党に都合のよ

い大型の補正予算を組んでおり、今回

はそれを総選挙目当てに行つてゐる。今年

度補正予算、来年度当初予算ともども党利

党略の予算案であり、厳しく批判されなければならぬ。

一、参議院選挙で明らかにされた国民の審判、わが党など四会派が共同提案した消費税廃止関連九法案が参議院において可決されたことなどを厳粛に受けとめれば、消費税廃止の道筋を明らかにすることが政府・自民

党の責務といわなければならない。しかる

に政府・自民党は、「見直し」や小手先の予算措置によつて消費税の存続を企図してお

り、国民の期待に真っ向から反する道を歩んでゐる。政府・自民党の「見直し」では、

所得に対する逆進性など消費税の構造的な

大欠陥を解消できないことは、すでに明ら

かになつており、小手先の「見直し」によ

つて消費税の存続を図り、消費税を前提と

した予算案を策定することは、内外からの期待に反する行為であり、容認できることではない。

一、先のマルタでの米ソ首脳会談に象徴され

るよう、世界は対立から緊張緩和、友好

協力、相互依存の時代に入つてゐる。しか

し政府・自民党は、こうした時代認識をも

たず、防衛費の突出を継続し、自衛隊の攻

撃的・侵略的性格の強化はとどまるところ

を知らない。すでにわが国の軍事費は西側

世界第二位ともいわれ、軍事大国となつて

いることは明らかである。これは、国際的

潮流に逆行しており、容認することはでき

ない。自民党政府の公約であつた防衛費の

対GNP比1%枠は四年ぶりに守られるこ

ととなつたものの、好調な景気の持続によ

つて予想外にGNPが膨らんだ結果にすぎ

ず、軍備増強の現状に変化はなく、軍縮・

平和の実現に率先して取り組む姿勢は微塵

も見られない。

またODAは、単に増額をはかるだけではなく、贈与比率アップなど援助対象国

経済の自立的発展に役立つものに改善する

必要があり、そのため「国際開発協力基本法」を制定しなければならない。とりわけ

緊急性を要するのは、東欧諸国の政治経済の改革のための援助であり、対象諸国の要

望に応えた援助を早急に行う必要がある。

一、政府は、「高齢者保健福祉十カ年戦略」を決定したり、老人保健の国庫負担を増やすなど福祉拡充の施策を打ち出しているが、

これらは消費税への反発への場当たり的な対処策であり、総選挙目当ての弥縫策的な性格を帯びている。選挙で自民党が過半数

を占めれば、福祉や農業などの切り捨てが進む可能性は否定できない。海部内閣は、

利益誘導のバラまきを行いながらも、これまで通り、国民生活抑圧の行財政改革の推進、歳出の節減合理化を継続するという基

本姿勢を明らかにしているのである。しかし、いま求められているのは、国民生活を

向上させ、眞の豊かさの実現をめざした財政運営に転換することであり、選挙目当てのバラマキではない。

一、九〇年度予算編成は、生活水準の向上、格差の是正を目的とした予算編成を基本

に、消費税の廃止、地域格差の是正、軍縮

と国際協力の推進、土地住宅対策の強化、地球規模の環境保全の推進、労働時間の短縮など労働対策の拡充、農業・中小企業政策の改善などがさし迫った課題である。わが党は、予算編成については以上の観点から党首会談に臨み、海部内閣に対し、わが党の主張を大胆に受け入れ、大蔵原案を大幅に修正した政府予算案とするよう強く求めしていく。



一九九〇年度政府予算案について（談話）

日本社会党政策審議会
会長 伊藤茂

一、本日、自民党海部内閣が閣議決定した一九九〇年度政府予算案は、激変する国際情勢への積極的対応を怠り、ゆとりと調和のある生活の実現に向けた展望を欠いたま

ま、総選挙目当ての党利党略のバラマキを優先させ、その一方で消費税存続への執着と防衛費の突出を特徴とした「消費税固執・生活小国・軍事大国・党利党略型予算案」である。

いま、世界は、第二次大戦以来の東西冷戦の象徴であったベルリンの壁の崩壊に示されるように、歴史的な転換点に立つており、東欧諸国をはじめ世界各地で新たな政治主体が登場している。わが国においても長年にわたる従来の自民党政治の転換が求められており、経済、財政運営においても、新たな設計図が求められている。にもかかわらず、自民党政権が時代認識を欠いた党

利党略の予算編成を行つたことは、すでに適切な政策判断能力を失つてゐる証左であると言わざるをえない。

一、今回の政府予算案では、一般会計、一般歳出ともに九年ぶりの大増となり、赤字国債の発行からも一五年ぶりに脱却し、国债整理基金への定率繰り入れも再開されているが、これはわが党などの主張によつて税収見積りがある程度是正されたことと消費税による大幅増税の結果であり、財政運営の適切さを意味するものではない。しかも、当初予算比では一般歳出が大幅に増えているが、当初の税収見積りが過小だったため大幅な税の年度内自然増収が生じたこと、それと同様の要因から生じた多額の昨年度決算剰余金とを背景に八九年度補正予算が大規模なものとなつてゐるため、補正後と対比すれば逆に減少している。そして

この補正予算でいわゆる隠れ借金の返済や

る。

対象諸国の要望に応えた援助を早急に行う
必要がある。

赤字国債発行の減額が行われているだけではなく、消費税存続などを目的とした政治予算も大幅に組み入れられている。この間、当初では税収の過小見積りを行い、緊縮予算を編成しておきながら、政府・自民党に都合のよい大型の補正予算を組んできており、今回はそれを総選挙目当てに行つてゐる。今年度補正予算、来年度当初予算ともども党利党略の予算案であり、厳しく批判されなければならない。

一、参議院選挙で明らかにされた国民の審判、わが党など四会派が共同提案した消費税廃止関連九法案が参議院において可決されたことなどを厳粛に受け止めれば、政府・自民党がなさなければならないことは、消費税の小手先の見直しによる存続ではなく、消費税廃止の道筋を明らかにすることである。しかるに政府・自民党は、「見直し」や場当たり的な予算措置によつて消費税の存続に固執し、消費税を盛り込んだ予算を編成しており、国民の期待に真っ向から反する道を歩んでいる。政府・自民党の「見直し」では、所得に対する逆進性など消費税の構造的な大欠陥を解消できないことは、国民の失望というかたちですでに明らかになつております、消費税を前提とした予算案は組み替えるか、撤回すべきであ

一、一般のマルタでの米ソ首脳会談に象徴されるように、世界は対立から緊張緩和、友好協力、相互依存の新しい時代に入つてゐる。しかるに政府・自民党は、こうした時代認識をもたず、防衛費の突出を継続し、自衛隊の攻撃的・侵略的性格の強化はとどまるところを知らない。自民党政府の公約であつた防衛費の対G.N.P比一%枠は四年ぶりに守られることとなつたものの、好調な景気の持続によつて予想外にG.N.Pが膨らんだ結果にすぎず、防衛費は着実に増大しており、軍縮・平和の実現に率先して取り組む姿勢は微塵も見られない。すでにわが国の軍事費は西側第二位ともいわれ、防衛費は四兆円を超えており、軍事大国になつたことは明らかである。これは、国際情勢とわが国の責務に真っ向から反しており、容認することはできない。

またODAは、単に増額をはかるだけではなく、アメリカの戦略肩代わり援助を止め、贈与比率のアップなど援助対象国の経済の自立的発展に役立つものに改善する必要があり、そのためわが党は「国際開発協力基本法」の制定を提唱しているが、政府・自民党は真剣に検討していないのは問題である。とりわけ緊急性を要するのは、東欧諸国への政治経済の改革のための援助であり、

一、わが党は、来年度予算編成の課題として、生活水準の向上、格差の是正、積極的軍縮と国際協力の推進を目的とした予算編成を基本に、消費税の廃止、資産課税の適正化など不公平税制の徹底的正、物価調整制

度の検討や家賃控除など中低所得者に対する適切な税負担軽減策、地域格差の是正、土地・住宅対策の強化、地球規模の環境保全の推進、労働時間の短縮など労働対策の拡充、農業・中小企業等の育成などをさし迫ったものとして指摘し、国際社会に誇れる生活大国をめざし、平和・友好のための国際協力を実現するための予算編成を党首会談などで提案した。自民党政権がわが党の提案をほとんど無視して政府予算案を決定したことは、誠に遺憾である。

来年早々に予想される総選挙では、すでに命脈が尽きているともいえる自民党政権の存続如何が問われることになろう。わが党は、消費税の廃止、軍縮・平和の実現など国民の期待に応えるため、全力をあげる決意である。

一九九〇年度（平成二年度）建設省の予算等に関する申入れ

わが国は世界に冠たる「経済大国」と認められても、国民生活の実態は「生活小国」という表現で、その水準の低さがこれまで国际的な定説となっています。この代表的なものが住宅事情であり、そして高齢者福祉政策の遅れ、長時間労働の放任がつづき、また下水道、都市公園、道路等生活財の不足、いわゆる社会資本の貧困などがあげられます。これらのはとんどは貴建設省の管轄で、その解決のため特段の努力が必要と思われます。

一、土地基本法の制定に伴ない、都市計画法をはじめ建築基準法、生産緑地法、公有地別控除額五〇〇〇万円を引上げ、期限を恒久化すること。また代替地等特別控除額一五〇〇万円の大引き上げと、贈与および相続税の納税猶予特例を受けた農地等を公共用地として譲渡あるいは貸与した場合は贈与および相続税を減免すること。

二、公用用地取得を容易にするため租税特別措置法を改正し、収用等による譲渡所得特別控除額五〇〇〇万円を引上げ、期限を恒久化すること。また代替地等特別控除額一五〇〇万円の大引き上げと、贈与および相続税の納税猶予特例を受けた農地等を公共用地として譲渡あるいは貸与した場合は贈与および相続税を減免すること。

三、農地の宅地並課税には慎重に対処すること。とくに、この課税を「一つの地方公共団体のみに適用される」特別法（例えば、東京都二三区に限定）とする場合は、憲法第九十五条の「住民の投票」によるべきであると法定されていることから、実施する際は、その手続きを取ること。

については、貴省におかれましては左記の重点項目をすみやかに実現されるよう要請いたします。

記

四、欧米並みの居住水準を確保するため「すべての国民に、適正な居住水準、住居費負担、そして良好な環境を保障する」住宅保障法を早急に制定すること。

五、公営住宅を中心に快適、安全な低家賃の公共住宅を大量に建設すること。また高家賃世帯の負担を軽減するため、家賃の所得控除制度を設けること。

六、住宅取得促進税制を充実（年末残高を三%に引上げ、七年間控除）すること。公営、公社、公団等住宅家賃の引上げ及び建て替えについては居住者の意見を尊重すること。さらに抜本的な高齢居住者（年金による）保護対策を確立すること。

七、住宅金融公庫の融資枠を拡大、金利を引下げるため、高額所得者（二二二〇万円以上）に対する融資枠を縮減し金利を適正化すること。

八、都市公園整備事業に対する国庫補助の充実を図るとともに防災都市建設に努めること。

九、公共下水道の補助率を引上げること。

一〇、市町村道など生活道路と、地方ブロック圈開発型幹線道路網をそれぞれ整備すること。また道路公団等の用地買収は公的評価を基準に交渉、取得すること。

一一、積雪寒冷地帯の生活、生産活動等を守るために融雪等充雪対策に万全を期すこと。

三、中小建設業の保護、育成と公共事業による地域経済の振興のため、地元中小建設業への発注を五〇%以上とし、同時に建設労働者に対する福祉厚生、安全対策等待遇改善に努め、確保すること。

三、中小零細建設業者の施行能力向上のため、技術研修、機械購入、資材の安定供給等への助成と融資等を積極的に行なうこと。また在来工法による国内産木材住宅の建設促進に努めること。

四、アスベクト使用の規制を強化し、ノンアスペクト代替品の開発、使用を進めること。

一九八九・一二・二六

建設大臣

原田昇左右

建設部会長木間

日本社会党政策審議会

会長伊藤

章茂

一九八九年一二月二六日

右、申入れます。

（回答は文書でお願いします。）

一九九〇年度（平成二年度）

国土庁の予算等に関する申入れ

欧米にはもちろんアジアNIESにも遅れているわが国の土地法制も、過般の第一一六

国会で不十分ながら土地基本法が制定され、ようやく市民・国民に顔を向けた土地、住宅政策が提示される、いやその“曙光”が見えはじめたといわれますが、それにはこの基本

法に関連する土地関係法の全般的見直しと、やかに用意しなければなりません。

つきましては、貴国土庁は土地政策の中心的政策指導機関としての責任と自覚に立て、関係省庁と緊密な連携のうえ、前述の関連土地法の国民的見直しに直ちに取組むよう強く要望するものであります。

また、政府は「多極分散型国土形成」を建

て前的に唱えるも、東京一極集中への加速は止まず、そのための“集積の弊害”と、また超過疎開現象による“山村經濟の崩壊”状況は黙過できません。したがって、政府・貴府は一刻も早く、政府機関の地方移転などまらず万策をもつて現実性のある多極分散型国土の形成に努め、地域間格差の極大化解消を強力にして、かつ早急に進めるよう要請します。

ついては、貴府は左記の重点事項について、すみやかに実現されるよう強く要求いたします。

記

一、土地基本法の制定に伴ない、公有地拡大法はじめ生産緑地法、租税特別措置法を改正するなど改善を図ること。
二、国有地の公有化、大企業等の遊休地（資材置場、駐車場等低層利用を含む）の積極的利用と遊休地等への土地税制（特別保有税等）を強化すること。
三、監視区域内土地取引に係る価格指導指標の弾力的指導の規制を徹底すること。
四、地価抑制に係る監視区域の設定をはじめ取引届出窓口の拡充、指導要員の充足、事務機器の増設等に伴なう自治体財政の圧迫に対する交付税の増額等超過負担をきたさ

ないよう措置すること。

五、土地行政の近代化、国際化に伴ない、適正な土価の形成、課税の公平化に資すること。

六、投機的取引及び地価高騰の最大の要因になつてゐる金融機関の土地融資を制度的に抑制でくるよう新たな対策に取組むこと。

七、土地取引に伴なう届出事項に融資元の金融機関名の明記を義務づけるべく国土利用計画法をすみやかに改正すること。

八、東京一極集中の相乘的弊害を除去あるいは緩和するため、積極的に政府機関の地方移転を実施するなどを含め、多極分散型国土の形成に本格的に取組むこと。

九、水資源の確保と水質保全に努めると同時に、大都市での雨水の積極的貯留と利用を図るようその開発、普及に取組むこと。

一〇、積雪寒冷地帯の生活、生産活動等を守るために、融雪道路及び融雪溝等の整備、また除雪、雪崩対策事業に対する税財政措置を講ずるよう努めること。

右、申入れます。

（回答は文書でお願いします）

一九八九年一二月二六日

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 建設部会長 木間

茂 章

三、本土と経済格差が拡大している離島に對し、農漁業はじめ商工、交通、通信等々全般にわたる格差解消事業を開拓し、格差是正、振興対策を積極的に拡充すること。

三、火山、地震、津波、台風、大火災に対する防災対策に万全を期するため、関係省庁と共同して迅速、正確な予報および予知体制の強化を図り、同時に避難誘導施設の整備に努めること。

四、事故被害の国際化といわれる原発事故に対しても関係省庁と密接な連携のもとに日常的な点検の実施と防災訓練、周辺住民の避難施設（シェルター等）の確保等万全の対策を進めること。

五、世界最大の複合集積危険地帯といわれる東京湾内および湾岸の安全確保のため、軍事、民間の調整等東京湾保全法を早急に制定すること。

一九九〇年度（平成二年度）農林水産関係予算についての申し入れ

一九九〇年度の農林水産関係予算編成に当たり、左記の事項の実現をはかるよう強く申し入れる。

記

I 農業関係予算について

一、コメの市場開放は絶対に行わないこと。

二〇〇〇年を目指年次とした「農産物の需要と生産の長期見通し」においては、参議院農林水産委員会での「農業政策の拡充強化に関する決議」をふまえ、食糧自給率引き上げのための明確な方針を盛り込むこと。

二、政府米・自主流通米の一本立てによる全量管理など食管制度の根幹を堅持すること。政府米のシェアは五〇%以上とすること。生産者米価と消費者米価の間に適正水準の「売買逆ざや」を確保することとし、今回の消費者米価決定に当たっては消費者

米価引き下げを行うこと。自主流通米については産地精米を基本とすること。良質米奨励金の削減を行わないこと。

減反面積を拡大せず、その縮小をめざし、米飯給食の拡大、加工品・調理品や外食を通じた消費拡大対策、純米酒の振興、飼料用米・アルコール用米の振興で米消費を拡大すること。

なお、米の在庫は一五〇万トンとするこ

と。

三、米麦など主要農産物に対する国営検査制度を堅持すること。農業改良普及事業交付金の一般財源化を行わず、同事業の一層の活性化をはかること。

四、一九九一年四月の牛肉完全自由化とそれまでの輸入枠大幅拡大に備え、肥育牛価格が暴落した場合に肥育農家に所得保障を行うための予算を確保すること。また、子牛

七、中央集権型農政から地域農政への転換をはかるため、国から地方への政策決定権といい、関係者の納得が得られる施策を講ずること。

五、みかんの生産を振興するため、立法措置によるみかん果汁への不足払いを行うとともに、安全性、食味などの面で優れたみかん生産をはかるための施策を講ずること。

六、畜産経営や果樹経営における投資、土地改良事業の自己負担金等にかかる農家負債を解消するため、長期無利子の借り換え融資を導入すること。いわゆる「平準化対策」については、利子補給の対象となる「償還ピーク時」の範囲を拡大するとともに、「平準化ライン」を超えた部分は全額利子補給の対象とし、かつ、利子補給にかかる国庫負担割合の引き上げをはかること。また、負債を抱える農家の農地や生産施設の国、自治体等による買い上げ制度や、負債創設すること。

七、中央集権型農政から地域農政への転換をはかるため、国から地方への政策決定権といい、関係者の納得が得られる施策を講ずること。

経営への行き過ぎた介入を改めること。

八、土地改良事業の実施に当たっては、農民による自主設計等を勘案するとともに、事業費の負担のあり方について関係者に周知徹底させた上で同意を得ること。また、田畠輪環の土地改良事業を推進すること。

九、肥料二法の撤廃された環境の下で、肥料メーカー同士の競争を活性化させ、肥料価格の引き下げを促進すること。

十、必要最小限の機能を備えた、質素・廉価な農機具生産を奨励するとともに、中古農器具市場を整備し、かつ、農器具の協同利用を促進すること。

十一、農薬価格の引き下げをはかるとともに、行き過ぎた農薬散布の実態を改めるため、害虫の生態に応じた「減農薬」型の農薬散布の方法の開発と普及を行い、かつ、堆肥・厩肥の導入による土作りや耐病性品種の開発などの総合的な手法により農薬依存からの脱却をめざすこと。

十二、有機農業の振興のため、その裏付けとなる科学的研究の推進、有機農家と一般農家の利害調整、有機農家の農地の隣接地域でのゴルフ場建設不許可等の措置を行うこと。

十三、超他収穫米品種の開発のための研究に予算を重点配分し、その研究を加速化するとともに、穀実サイレージとホール・クロッ

プ・サイレージによる米のエサ利用を促進するため、先進地域の実態調査を行うとともに、飼料自家配合と組合せた飼料用米の地場流通のための環境整備を行うこと。

西、中山間地域活性化のため、「青年農業者就業助成制度」(仮称)を創設し、原則として、

三五歳未満の若い手に、一定の条件のもとで、直接に就農助成金の交付、低利の融資などをを行うこと。また、中山間地域減反田における飼料用米、飼料作物の生産振興をはかり、周辺畜産団地に供給するなどして中山間地域における地域複合経営の実現をはかるため、「中山間地域特別交付金制度」を設けること。

十五、三大都市圏の特定市にある市街化区域内農地についての「長期営農継続農地制度」と「相続税納税猶予制度」は、當農状態についての厳重なチェックを行いさえすれば、都市空間の中に安らげる緑の空間と新鮮な食糧を提供することにつながる有益な制度として機能するものである。したがつて、この制度の継続のため、関係省庁等との話合いを精力的に行うこと。

十六、日本農業の将来的展望、とりわけ農業後継者の確保という観点から、農業者年金制度の内容充実をはかるため、大幅に国庫補助を増額すること。当面、「現行給付水準」の厳守を目指におき、逐次給付内容の改善

に努力すること。新規加入者の増加をはかるとともに、保険料率の引き上げは行わないこと。農業者年金加入者の配偶者への給付を実現すること。

II 森林・林業関係予算について

一、自然環境保全、森林造成が国際的にも大きな課題となっている状況に鑑み、熱帯雨林の保全・育成について熱帯雨林の最大の輸入国である日本の役割を果たすこと。具体的にはI T T O (国際熱帯木材機関)に、輸入木材の割合に応じた拠出金を基金とする「熱帯雨林基金」を設け、熱帯雨林の保全・再生に役立てるよう国連に提唱すること。合わせて、拠出金の制度化に伴う税制など国内条件の整備を行うこと。

二、地球的環境保全のため、国内森林の充実、国産材の供給態勢の確立をはかること。そのため、所有者・規模などの枠組みを越え、森林の整備をはかるシステムを確立すること。

三、森林関連税制と林野一般会計予算についての措置を講ずること。

1 森林の相続税については、立木一代一回納付とし、また森林計画にそつて經營をしている間は納入猶予とするよう改正すること。

拡大すること。

3 林業山村活性化林業構造改善事業の対象を拡大すること。

4 林業労働者就労安定対策事業の対象を拡大すること。

5 国産材流通態勢整備総合対策の対象を拡大すること。

6 間伐促進強化対策事業に、資源利用のための助成策（市場価格との差を補填）を新設すること。

7 国有林野事業特別会計の繰り入れの拡大（間伐について民有林並みの助成など）を行うこと。

四、国有林野事業特別会計について次の措置を講ずること。

1 一般会計からの繰り入れ

① 長期借入金を民有林なみの利息とするための助成を行うこと。

② 間伐の助成対象面積を拡大すること。

2 借入金を削減すること。

3 新規採用の増＝五〇〇人とすること。

III 水産関係予算について

近年における水産物の輸入の急増と魚価の長期的低迷、北洋漁業をはじめとする海外漁業の分野における規制の強化、わが国近海漁場における資源の減少など、わが国漁業はか

つて経験したことのない危機に直面しており、漁家、中小漁業、漁協とともに、その経営は構造的不振に陥り、経済的に破綻していると言つても過言ではない。

政府・水産庁は、一九九〇年度水産予算編成にあたっては、わが国漁業が直面している危機的状況に対処するとともに、国際化時代に対応し得る足腰の強い強靭で安定した産業として再編整備するための施策を展開すること。

1 わが国近海漁場の整備・開発を促進し、資源管理型漁業の確立とそれに伴う休漁、減船措置に伴う補償制度を確立するとともに、わが国近海で不法操業する韓国漁船など外国船対策を強化すること。また、漁家、中小漁業の分野における固定負債の整理対策、経営の安定対策を推進すること。

2 魚価を安定させるため、既存のIQ制度を堅持するとともに、水産物における国内生産と輸入との調整を図るために、輸入窓口の一元化を図ること。また、現行の魚価安定基金制度を拡充強化するとともに、生産調整を実効あるものとするため、生産調整にともなう減収分を助成する措置を講じること。

農林水産大臣

日本社会党中央執行委員長

土井 たか子

日本社会党中央執行委員長

鹿野道彦 殿

日本社会党中央執行委員長

田中恒利

日本社会党中央執行委員長

竹内猛

日本社会党中央執行委員長

調査捕鯨を継続し、商業捕鯨の復活に努力すること。

4 現行の沿岸漁業振興法や漁業法など漁業法体系の見直しを行い、改良普及員制度や海区漁業調整員会制度など資源管理体制を拡充強化し、栽培漁業の定着を図ること。

5 現在、民間ベースで行われている漁業者年金を制度化し、国の責任でもつて漁業者の老後の安定をはかるようすること。

以上

一九八九年一二月一四日

一九九〇年度予算編成の申し入れ

—森林・林業の振興と山村の活性化を求めて—

日本社会党は、六月一六日付けで、政府に

対して「森林・林業関係の来年度予算編成」

について申し入れを行つてきたところであるが、政府原案の決定に当たり、左記の点に配慮されるよう重ねて申し入れる。

記

一、自然環境保全、森林造成が国際的にも大きな課題となつてゐる状況に鑑み、熱帯雨林の保全・育成について熱帯雨林材の最大の輸入国である日本の役割を果たすこと。具体的にはITT（熱帯木材機関）による木材の割合に応じた拠出金を基金とする「熱帯雨林基金」を設け、熱帯雨林の保全・再生に役立てるよう国連に提唱すること。あわせて、拠出金の制度化とともに税制など国内条件の整備を行うこと。

二、地球的環境保全のため、国内森林の充実、国産材の供給態勢の確立をはかること。

三、そのため、所得者・規模などの枠組みを越え、森林の整備をはかるシステムを確立

すること。

四、来年度予算は次によること。

(一) 一般会計

1 森林の相続税については、立木一代一回納付とし、また森林計画にそつて經營をしている間は納入猶予とするよう改正すること。

2 中山間地域山村総合整備対策事業の対象の拡大、二〇億円（林野庁要求一〇億円）

3 林業山村活性化林業構造改善事業の対象の拡大、五〇億円（林野庁要求三六・六九億円）

4 林業労働者就労安定対策事業の対象の拡大、四億円（林野庁要求二・〇五億円）

5 国産材流通態勢整備総合対策の拡大、三〇億円（林野庁要求一六・〇一億円）

6 間伐促進強化対策事業に、資源利用のための助成策を新設（市場価格との差を補填）資源の活用を図ることを含め一五〇億円（林野庁要求九〇・五一億円）

7 国有林野事業特別会計の繰り入れの拡大

（間伐について民有林なみの助成など）五〇〇億円（林野庁要求四七一・三三億円）

8 以上、林野一般会計予算総計 四七四四・四三億円（要求四〇四〇・四三億円）

(二) 国有林野事業特別会計

1 一般会計からの繰り入れ

① 長期借入金を民有林なみの利息とするための助成六一一億円（林野庁要求一六・〇一億円）

② 間伐の助成対象面積を拡大、一一億円（林野庁要求〇・六五億円）

2 借入金を五八〇・三四億円削減し、二二新規採用の増二五〇〇人（人件費増二五億円）

3 一九八九年一二月一四日

日本社会党
大蔵大臣
橋本龍太郎 殿
農林水産局長 田中恒吉 猛利
農林水産部会長 広瀬秀吉
林業対策特別委員長

一九九〇年度（平成二年度） 運輸省関係予算についての申し入れ

一九九〇年度運輸省関係予算は、国民生活優先の観点から、とくに左記の各項目について具体的措置が講ぜられるよう強く申し入れます。

記

一、国民の生活交通が確保されるよう、JR、私鉄、公営交通等が系統的に整備されるよう地域交通整備法（仮称）等の法制化をはかるとともに、必要な財政措置を講ずること。また、中長期的な展望に立つて国民生活動にとつて重要な陸、海、空の交通体系の整備、安全の確保、環境の保全、費用負担のあり方、交通労働者の適正な労働条件の確保等交通全般にわたって、国および自治体が行うべき基本を定め、併せて事業者等の責務をあきらかにする交通基本法（仮称）を制定すること。

二、運輸事業の規制緩和は、事業者間の過当競争に拍車をかけるだけでなく、交通安全

(一) 外国船用船を中心とした海運企業の体质の改善と船員の雇用の安定をはかるた

や環境保全にも大きな影響を与えるので慎重に対処するとともに、過労運転や過積載を防止する等のための社会的規制を一段と強化するための行政措置を講ずること。

三、日本国有鉄道清算事業団の業務の遂行にあたり、

(一) 長期債務の処理のための基本方針を確立し、その具体的年次計画をたてること。

(二) 土地の売却については、公的利用に供することを重点にすることとし、併せて周辺の地価高騰の要因とならないよう特段の注意をすること。

四、海運、造船、船員対策を一体的に進めるために、

(一) 気象観測船などの官公庁船、船舶整備公団船の代替、建造を促進すること。また、「年金客船」の建造についても積極的に推進すること。

(二) 外国船用船を中心とした海運企業の体

めに日本籍の船、船員数等のナショナル・ミニマムを設定し、必要な施策を講ずること。

五、都市交通における混雑緩和をはかるため、都市鉄道の建設促進をはかるとともに、都

市バスの活性化のための具体策を充実させること。

六、離島航路についての補助を強化、拡充すること。

七、離島航路についての補助を強化、拡充すること。

八、陸、海、空にわたる交通安全の徹底のため、輸送、施設の総点検を実施するとともに車両の安全基準等の見直し等を含めた改善策を講ずること。

九、交通・運輸労働者の労働条件の適正化をはかるとともに運転労働時間の時間短縮等についての施策を強化すること。

十、整備新幹線の建設については、引き続き総合交通政策の確立と併せて国の責任で推進すること。

日本社会党中央執行委員会

委員長 土井たか子

日本社会党政策審議会

運輸部会長 吉原米治

運輸大臣

江藤隆美殿

一九八九・一二・一四

一九九〇年度（平成二年度）

文部省予算についての申し入れ

一九九〇年度（平成二年度）の予算編成については、すでに七月二六日に西岡前文部大臣に対して、八月二十五日には貴職に対し、概算要求の考え方について申し入れたところであります。また大蔵省原案が内示されると思われますので、その前にさらなる努力を要請したい点について再度申し入れいたします。貴職をはじめ、文部省が一丸となつて実現に努力されることを期待します。

記

1 義務教育諸学校の「教科書無償制度」を行ふこと。

3 学校五日制の実現に向け、次の予算措置

ること。

⑤ 障害児の学校教育への受け入れに必要な予算の確保を行うこと。

⑥ 学校教育の充実を軽視して学習塾の容

堅持すること。

2 義務教育国庫負担制度の堅持、拡充に努力すること。

① 「四〇人学級」の早期完結を実現すること。

② 学校事務職員・栄養職員の給与費半額国庫負担制度を堅持させること。

③ 「初任者研修」にかかる概算要求をやめ、配置率改善の計画達成に振り向けること。

① 主任手当制度を廃止し、その財源を教育諸条件整備の財源にすること。

② 学校給食のセンター化や民間委託、あるいは調理員のパート化を行わないで済む予算措置を行うこと。

③ 過大規模校の分離促進、危険校舎（含・アスベスト対策）の早期解消のための助成措置を拡大すること。

④ 高校新增設に対する国庫補助制度の拡充措置や地方債の無条件な起債認可等の措置を講ずること。

① 学校五日制の試行を希望する自治体や学校の意思を最大限尊重し、予算措置を拡充すること。

② 子どもが利用しやすい日常身近な社会教育施設を拡充し、指導体制を充実すること。

また、児童館、学童保育施設などの整備・充実を行うよう文部省のイニシャティブを發揮すること。

4 「子どもの人権条約」の早期批准に向けて、国内法整備の調査研究を進めるための予算を確保すること。

5 初等中等教育に関する次の事項を重視すること。

認を行なうようなことは行わないこと。

6 高等教育に関する次の事項を重視すること。

- ① 国立大学及び大学院の整備充実を行うこと。
- ② 基礎科学研究の予算を充実すること。

- ③ 研究者の安易な民間施設利用や冠講座を不用とする予算の確保に努めること。
- ④ 授業料、入学金の値上げは絶対に行わないこと。

7 私学助成の拡大強化を行うこと。

- ① 私学の一般助成は、概算要求でも実質的に前年度水準を下回るので、その積み増しを図ること。
- ② 特別助成については、地方の経営の不安定な私学への手当を考慮すること。
- ③ 私学助成の基準については、年度はじめに公表すること。
- ④ 幼児急減期を迎えた私立幼稚園への助成のあり方を早急に検討すること。

8 親の教育費負担を軽減し、共働き家庭の増大や国際化社会に対応する措置を強めること。

- ① 財政投融資の枠を拡大し、奨学生金の貸与額の抜本的拡充をはかること。
- ② 親の転勤にともなう子女の転入学を保とすること。

障ができる措置を強めること。

9 教育の国際交流を重視すること

- ① ODA予算は本来の文教予算を削ることなく実現すること。
- ② 国費留学生数の拡大、日本語教育の扩充、宿舎・ホームステイの拡充、奨学生制度の確立など外国人留学生の受け入れにかかる諸条件の整備をより充実すること。
- ③ 日本人教員の海外研修の予算を抜本的に拡大すること。
- ④ 学術の国際交流への助成を強化すること。

10 「災害遺児奨学生金制度」の基金拠出を必ず行うこと。

- ① 専修学校のあり方を再検討し、その設置基準及び後期中等教育及び高等教育との関係を明確にすること。
- ② リゾート地などに計画している教育施設は、教育、文化、スポーツ、レジャー等の総合的な活用を図るものとし、むしろ日常の身近な教育施設を重視すること。
- ③ 保育における家庭の幼児教育の機会を保障するため、幼保一元化に向けた調査研究に着手すること。
- ④ 在外子女教育に係わる施設及び教員の配置を改善すること。
- ⑤ 帰国子女教育に対する助成を強め、その抜本的対策の調査研究をすすめること。
- ⑥ 定住外国人の教育採用試験の受験を認めること。
- ⑦ 放送や学校施設を利用しての教養講座を拡充すること。反面、学校の社会への開放を進めるあまり学校教育が軽視されることのないようにすること。
- ⑧ 「文化立国」にふさわしい環境を整備すること。
- ⑨ 「芸術振興基金」の早期創設を行うこと。
- ⑩ 図書館、博物館、美術館あるいは文化会館など、身近な文化施設の拡充整備の予算を増額すること。司書、文芸員などの社会教育関係指導員の大幅増員を行うこと。併せてボランティアの文化運動への関与が保障できる制度を創設すること。
- ⑪ 吉野が里遺跡の保存をはじめ、重要な遺跡保存の予算を一層拡充すること。
- ⑫ 著作権・著作隣接権の思想を普及すること。併せて障害者の学習権と著作権・

すること。国民が参加し楽しむスポーツの充実に努めること。

① 生涯スポーツ社会の実現に向け、「国民体育大会」を広く国民が参加できるスポーツの祭典とすること。

② 総合体育館、温水プールなどを国民の身近に整備すること。このため、保育審答申を見直して「スポーツ施設整備五か年計画」の策定に着手すること。

③ 体育協会の寄付行為を見直し、国民の意思による運営が行われるようにするこ

と。

④ 地域における子ども・青年のスポーツ活動を援助し、学校教育を歪めている課外活動の見直しを行うこと。

⑤ スポーツの世界を跋扈している前近代的な慣習の払拭に努めること。

一九八九年一二月一四日

日本社会党政策審議会

会長 伊藤

文教部会長 山本

正和茂

文部大臣 殿
石橋一弥

一九九〇年度（平成二年度） 科学技術予算に関する申し入れ

科学技術庁の予算はなぜいつまでも、これほど原子力開発に偏らねばならないのだろうか。核分裂型の原子力利用は国際的に未来が失われているというのに。

イギリスのサッチャー政府は、発電所を民営化するために原発の発電コストを計算していたが、「バックエンド」の費用が、従来予想されたよりもはるかに高いとの結論に達し、原発の発電コストは石炭火力の二倍から三倍にもなり、火力発電などはどうてい競争できないので、すべての原発を民営化の対象から外すことを決めた。

日本の通産省による試算では、「バックエンド」の費用を加えなくてさえ初年度の発電原価では原発が割高になつたため、三年前から試算法を変更し「耐用年数を加味して」一六年には石油価格を今日の何倍にもなると仮定したうえで、かろうじて一KWH当たり一円ほど原価が安い（原発九円、石炭一〇円、石油LNG一〇〇一円）としている。しか

し「バックエンド」がコストの一割（一円）アップ程度で済むはずがないどころか、一〇割以上ものアップになることが改めて証明されたのである。最近の北海道や青森や岩手や岡山等の県民の意識の高さは、「バックエンド」には、イギリスよりはるかに高くつくこと、それどころかいくら高くつけようが受け入れられる場所がないことを示している。

最近、西ドイツでは、バッカースドルフにすでに着工していた使用済み核燃料再処理工場が、周辺環境の放射能汚染の危険性を理由に建設中止となつた。高速増殖炉の開発はアメリカではすでに一九八三年に中止され、イギリスのサッチャー政権さえも昨年中止を決めていた。フランスでは「スーパーフェニックス」が、ナトリウム漏洩事故等で挫折し、この経験と西ヨーロッパ諸国の動向があいまつて、国際協力による「スーパーフェニックス二」の建設計画は完全に破綻してしまつた。危険性があまりにも大きい上に、建設費

も、再処理費を含めた発電コストも、軽水炉のさらに何倍にもなることが判明したからだといわれている。天然ウランの燃えない主成分を、燃えるプルトニウムに転換して利用するための高速増殖炉開発が挫折したとなると、ウランの利用に展望は失われている。

高速増殖炉の破産は、今の原発の使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取りだすこと 자체を無意味にした。動燃の東海再処理施設を稼動させることも、六ヶ所村に大規模施設を建設することも、大きなむだ遣いとなる。

フランスやイギリスに再処理を委託するのも、危険なむだ遣いである。少なくともプルトニウムの経済的な利用はできないことがはつきりしているにもかかわらず、使用済み核燃料を英、仏に運び、プルトニウムや高レベル放射性廃棄物を持ち帰らねばならないなどということは、あまりにも危険なむだ遣いである。従つて次のことを申し入れる。

記

一、驚くべき劣悪な立地条件に建設が強行されようとしている六ヶ所村の核燃サイクル基地と幌延の放射性廃棄物貯蔵・処分計画は、全面中止すること。

二、使用済み核燃料及び放射性廃棄物は、英・仏に持ち出すことも、国内で移送すること

も中止し、発生者の責任において、原発敷

地内で厳重に管理保管するものとするこ

と。返還される高レベル廃物（ガラス固化体）も、各電力会社が原発敷地内に引き取つて管理保管し、東海再処理施設でできたガラス固化体はその敷地内で管理保管すること。返還予定のプルトニウムは空輸も海上輸送も中止して、当面、仏などで委託保管すること。

憲法違反の自衛艦海外派遣が許されることはいうまでもないが、だからといって、海上保安庁が、足の長い重装備の船をわざわざ建造して英、仏へまでいくのも許されることではない。

三、原子力安全委員会等は商業用原子炉につ

いても、当初の安全審査だけでなく、事故を起こしたもの、中性子脆化の進行しているもの、蒸気発生器細管の腐食が激しいものの、格納容器に欠陥がありそうなもの、事実上耐用年数が終わりそうなものなどについて、有効なダブルチェックの機能を果たすよう、体制を改めること。

四、高速増殖炉も新型転換炉も建設と計画を中止すること。

原子力開発にかえて、太陽光発電を始めとしたソフトエネルギー、各種の省エネエネルギー技術や、炭酸ガスの吸収・固定化等々の研究開発にこそ、十分な予算を振り向けて研究開発を推進するよう申し入れる。

体制も整備すること。

五、無意味な浪費の追加にしかならない内外でのウラン探鉱を中止し、過去に掘り起こした各地の「残土」は、ウランやラドン等が環境中に出ることのないよう、住民の納得のいく方法で処理すること。

六、これまた無意味な浪費の追加にしかならぬ原子力船「むつ」の試験計画は即時中止し、試運転によつて核分裂生成物を生じさせることのないまま、廃船処分とし、博物館とすること。

七、宇宙開発は平和利用のみに限定して推進し、人工衛星の防衛庁による利用や、SDIの研究開発に対する日本の参加・協力は即時中止すること。

八、海洋開発は、すぐには実用性を持たない分野についても、長期的な視点で基礎的な研究開発を拡大・強化すること。

九、地震、台風、豪雨、豪雪、噴火等に対する防災対策の研究開発体制を拡充すること。

十、ガン等難病、老人性痴呆症、精神障害対策の研究を充実すること。

以上、一日も早く「原子力庁」を脱皮し、国民にとって中・長期的に真に必要な、個々の企業では取り組みにくい科学技術分野で、他省庁とも協力し、イニシアチブを發揮して研究開発を推進するよう申し入れる。

一九八九年十二月十五日

日本社会党科学技術政策委員会

委員長 村山喜一

科学技術庁長官

斎藤栄三郎 殿

◆資料

一九八九・一二・一

共同談話

—自民党の消費税「見直し」について—

日本社会党政策審議会長
公明党政策審議会長 坂伊野
民社党政策審議会長 笹菅中野
社会民主連合政策審議会長 野口藤
連合参議院政策審議会長 貞直寛
子人成力茂

1 本日自民党は難行混乱の末に消費税「見直し」案を決定した。四カ月以上も前からの最大の公約であるにもかかわらず、海部首相が公言してきた期限内に処理することもできずに、国民を忘れた混乱と紛糾を続けた自民党政府の状況は、海部首相の指導力の欠如と、自民党の国民不在の体質をさらけだしたものである。

参議院選挙で消費税強行導入に対する国民の厳しい審判が下されたにもかかわらず、その国民の意思に背をむけてひたすら消費税の存続・定着をはかつてきた。参議院選挙から今日までなんらの努力もなく、

ようやく出された「見直し」内容は具体的の方策を欠いた杜撰なものであり、消費税の欠陥は是正されないだけではなく、かえって税制の歪みと混乱を増すものとなつている。参議院選挙以来の自民党・政府首脳の大膽な思い切った見直しなどの発言から見れば明らかに「二重の公約違反」である。

2 自民党・政府首脳はかねてから「食料品非課税」を見直しの最大の目玉としてさまざまの場でそれを表明してきた。しかしその結論を出すにあたって、見苦しい紛糾を露呈した。その状況はこの「見直し」案が政策的な整合性に関係ない場合たりの收拾であることを示している。

紛糾の末に決まった内容では、食料品について「流通段階は一・五%、小売り段階は非課税」としているが、食料品に課税するということに変わりはなく、かつ消費者の眼から消費税を隠そうとする以外の何物でもない。まさに「消費税隠し」である。また小売り商店などでは商品の区分けの困難など、更に混乱を引き起こすことは明らかである。欠陥税制の消費税を「見直し」では是正することはもともと不可能なのである。

またこの「見直し」による約一兆円の減収額の財源補填はどうするのか明確にすることを要求する。分娩費、住宅家賃、入学

金・教育施設整備費などを非課税としているが、そのようなものまでも課税対象にして法案は提出することもできず、やつと大した消費税そのものがそもそも間違いなのである。

3

この「見直し」案は、消費税の構造的欠陥をそのままにして、あくまでもその存続・固定を図ろうとする以外の何物でもない。従つて国民が指摘している多くの問題点、例えは低所得者などへの逆進性はいぜんとして変わらず、消費税収の一割近い税金が国庫に入らないことなどの矛盾はなんらかわっていない。また外税方式から総額表示方式への転換を提起しているが、これは痛税感を回避するために「オブラーートで含む」だけの姑息なやりかたである。

4

「消費税収の国税分を福祉に充当する」ことを消費税法に明記する、としていることは全くのごまかしにすぎない。一般財源としての税収である消費税を福祉に特定することは不可能であり、中長期の福祉ビジョンもなく、消費税に福祉充実を約束する保障はないにもない。それどころか、消費税自体が「反福祉」であり「弱者いじめ」である。これこそまさに「不当表示」と言わなければならぬ。

国会に提出すべきであつたにもかかわらず、臨時国会の終盤を迎えた今日に至るまで法案は提出することもできず、やつと大綱を発表するにとどまつたことは、政権政党としての責任感も能力も失つたものと言わざるをえない。このような態度は国民の厳しい批判を受けるであろう。

参議院選挙において国民は「消費税ノー」の審判を下した。民意を無視し拙速に導入された消費税を廃止し、税制改革をやりなおす以外に国民合意への道はない。我々が提案している税制九法案を成立させることが、今政治に求められている最大の課題である。我々はこれらの法案の成立のために、結束して全力を尽す決意である。



5 消費税の抜本的な見直しは参議院選挙における自民党の最大の公約であり、見直しの法案を我々の廃止・再改革法案と同時に

これが「思い切つた抜本見直し」か

—自民党の消費税見直しを斬る—

日本社会党政策審議会長 伊藤
公明党政策審議会長 坂口
民社党政策審議会長 中野
社会民主連合政策審議会長 菅
連合参議院政策審議会長 笹野
貞直 成人 茂力 子

去る一二月一日に紛糾の末に取りまとめられた自民党の消費税見直し（消費税見直しに関する基本方針）に対して、各方面から失望、疑問と抗議の声があがっている。われわれは一日に包括的な批判の共同談話を発表したが、自民党決定の内容の精査のうえに立つた共同の見解を、以下の一〇点に集約して明らかにするものである。

(1) 二重の公約違反

自民党の見直し基本方針は、基本的に参議院選挙での「消費税ノン」の国民の審判にいつも反省がないことを示している。見直し基本方針の冒頭に「基本的考え方」を述べているが、その内容は国民から否定された消費税

を「極めて重要な意義を持つ税制」などと正当化しようとして、その実施状況について「極めて良好な推移」などと国民世論の実現とは全くかけ離れた姿勢をとっている。

もともと消費税は前回のダブル選挙における公約違反の税制であり、それに加えてこの見直し基本方針には参議院選挙以来、自民党政府首脳が繰り返し公言してきた「思い切った、大胆な見直し」の片鱗もない。これは「二重の公約違反」であると言わざるを得ない。

(3) 「消費者の立場を尊重して」はどこに？

消費者にとっては、食料品がせいぜい1%程度安くなるのみであって、他の商品やサービスにたいする3%課税は何ら変わらない。しかも食料品小売段階の非課税化は必然的に「内税」となり、本当に値下がりするかどうかの保証はなく、場合によっては見直しの効果は全くないことになる。

もし食料品について1%程度の値下げ効果があつたとしても、平均世帯の全消費税負担

(2) 世界に例のない複雑な食料品税制

海部首相をはじめ政府・自民党は消費税見直しの中心に食料品非課税を擧げてきた。しかしそれは全段階非課税が撤回された経過に明らかなように実行できなかつた。さらに見直しの「具体的な内容」の中で「全食料品に対する小売り段階非課税及び特別低税率」としているが、このようなことは世界に例のないものであり、複雑でわかりにくいものとなつた。これは自民党内の紛糾した論議の結果、足して二で割つた折衷案となつたものであり、政策的整合性は全くない。この結果、消費者にはごまかしを、業者には煩雑さを、生産者にはコスト転稼の困難さを押し付け、国民は誰も救われないものとなつた。

（4）「消費者の立場を尊重して」はどこに？

消費者にとっては、食料品がせいぜい1%程度安くなるのみであって、他の商品やサービスにたいする3%課税は何ら変わらない。

しかし食料品小売段階の非課税化は必然的に「内税」となり、本当に値下がりするかどうかの保証はなく、場合によっては見直しの効果は全くないことになる。

もし食料品について1%程度の値下げ効果があつたとしても、平均世帯の全消費税負担

は月四～五〇〇〇円、また消費に占める食料品比率は約三〇%という構造からすれば、約五〇〇円程度の支出減となるに過ぎず、消費税の最大の欠陥である「逆進性」を緩和するものではない。

(4) 小売業者にシワよせする最悪の見直し

この見直しにたいして小売り、流通業界から大きな反発の声が上がっていることが証明するように、業者にとってレジやソフトの切り替えを始め事務負担はますます大きくなることは必至である。加えて食料品につきものの包装、配達などの経費は3%課税のままであり、これらは価格に転嫁できるかどうかの不安がおきる。また商品の混在する店舗では仕分けなど煩雑さが倍加されることになるであろう。

また小売業者にとつては、転嫁できるかどうかの悩みが更に大きくなる。仕入れは当然一・五%課税されているが、食料品の小売り段階「非課税」によって小売業者は厳しい環境になる。更に「小売りの定義」問題で登録認定制度の導入が問題化し、「仕入れ率」の法律規定から政令事項にする結果がどうなるのか多くの問題を残している。

(5) 生産者・農漁民の不安

(7) 農業団体などの強い反対で、自民党内で当初有力であつた食料品全段階非課税が否定されたとしているが、見直し基本方針でも生産者・農漁民はさまざまの困難があるのが現実である。農産物の平均経費率は約六割、漁民はそれより高いといわれているが、農業のための農器具・肥料などには3%の課税であり、農産物には軽減税率による一・五%課税である。さらに包装や輸送などの経費における税負担などを考えると今回の自民党の見直しによつて不安は消えるものではない。

(6) 税金を見えなくする

今回自民党が世界に例のない食料品税制を作ろうとし、複雑な方式にした狙いは、「内税率化」で税金見えなくして痛税感をなくし、さらに現在の仕組みはそのまま残しながら、複数税率の導入で将来税率引き上げをしやすくする狙いが隠されている。

また自民党の基本方針では「消費者の利便等に資する措置の実施」という名目で、税額表示について政府が今まで推進してきた外税率方式から総額表示方式にするよう指導し普及に努めることとしている。これは消費税をあくまで固定、定着させるために「税金をオブラーートで包む」という意図であり、税負担の公正から見て問題だと言わなければならぬ。い。

この見直しによつて税収減になるが、その補填財源はどうするのかについては何も言つていない。われわれが参議院に提案した消費税廃止・税制再改革関連法案の審議で自民党は二年間の財源問題に集中して攻撃したにもかかわらず、自分の問題には一言も触れていないのは極めて不誠実な態度である。平年度の概算で一兆二八〇〇億円について、自然増収なのか、別の税源を講ずるのかを明らかにしないのは、無責任な見直しと言わざるえない。

(8) 欠陥税制の基本は一つも変わらず

欠陥消費税の基本的仕組みには手を触れていないことが今回の見直しの特徴である。基本方針のなかで「消費者の立場から指摘された制度上の問題点の是正」という項目を上げているが、税金が国庫に入らないこと、消費税による事業者の運用益問題などを上げているのにその是正策は何ら講じられていない。

基本的仕組みには何ら手を触れないで定着を狙う姿勢がここに明らかである。この経験のなかで大蔵省は「基本的仕組み維持」に必死に奔走したと報じられているが、「ガラス細工が壊れる」ということであろう。本質的に何も変らぬ見直しなのである。

(9) 「福祉目的」は「不当表示」

基本方針には「消費税の使途の明確化」として消費税収のうち国税分について優先して国民福祉に充てることを規定するとしているが、全くナンセンスなことである。消費税収は一般財源であり、特別会計でもないのに「福祉目的」いうのはごまかし以外の何物でもない。中身を変えずして表紙のみを変える「不当表示」とはこのようなことを言うのである。

消費税はわれわれが指摘してきたように逆進性からして本来的に「反福祉」であり、「弱者いじめ」である。それは自民党が消費税と共に年金・福祉改悪をもくろんだことによっても明確に証明されている。分娩費・入学会・教育関係施設整備費・家賃や身体障害者用の機器などについてはもともと課税対象とすること自体があつてはならないことなのである。

(10) わずかの歳出では弱者は救われない

この見直しの中で「社会政策的配慮の実施」という名目で公的年金等控除額の若干の引き上げを行なうこととしている。しかし平均世帯の消費税負担が年額五・六万円台という現状の中で二万円にも及ばない程度の措置ではカバー出来るものではない。いかにも恩恵的措置を講じて弱者を救済するかのごとく見せ

かけているが、これでは余りにも国民を愚弄するものである。

以上主要な項目について問題点を指摘したが、余りにも矛盾と欠陥に満ち満ちていることが明らかである。序文をごまかし、欠陥を小手先の措置で糊塗しようとしても決して国

一九八九・一二・一五

消費税廃止関連九法案の審議未了、 廃案に関する共同声明

日本社会党・護憲共同

国会対策委員長

大

出

俊

公明党・国民會議

国会対策委員長

坂

井

弘

一

民社党・民主連合

国会対策委員長

吉

田

之

久

一、われわれ三会派と連合参議院の共同提案にかかる参議院提出の消費税廃止関連九法案は、絶対多数を背景とする自民党的ゴリ

民は納得しないし、かえつて怒りを呼ぶであろう。欠陥消費税は「見直し」によってその矛盾や欠陥を解消できるものではない。われわれが提案しているように、消費税は一旦廃止し、国民合意に基づく税制再改革を断行する以外に道はないのである。

無視し、参議院の院議を踏みにじるもので

あり、断じて容認できない。その責任はあげて自民党にある。

一九八九・一一・三〇

一、消費税廃止関連九法案に対する政府、自民党の態度は、参議院の審議途中にもかかわらず、自民党国対委員長が「審議未了、廃案」を公言したことに象徴されるように、

初めに「廃案ありき」の不当なものであつた。しかも会期末における与野党的公平な審議の保障を妨害する日程に固執し、委員長職権で自民党単独で委員会開会を強行し、あまつさえ発議者に誹謗中傷を加えるなど、まさに党利党略を優先する態度に終始した。これは自民党の「消費税見直し」に対する野党的批判を恐れたものにほかならない。

一、消費税廃止関連九法案は、参議院選挙における民意に応えた画期的な議員立法であり、それが二院制度下の参議院で可決された意義は筆舌をこえる大きな意義がある。われわれは、この国民的期待に応えるため、来るべき総選挙で自民党を過半数割れに追い込む決意であることを、ここに共同で声明する。

在日朝鮮人への自民党などの中傷攻撃が続くながで、この所、在日朝鮮人児童・生徒への暴行・嫌がらせ事件が各地で頻発している。言うまでもなく、日本の近代史をふりかえると、関東大震災の時の朝鮮人虐殺に象徴される、朝鮮人に對するいわれなき差別は、今日もなお、日本社会に根深く存在し、日本人の潜在的な差別意識が、具体的行動として顕在化してきている。

海部首相は、さる一月二一日、この問題に対する申し入れに関して「ボクがいじめをやつたわけではないし……」「いじめは」在日本朝鮮人だけでなく、日本の小中学校全体の問題だ」と語った、と伝えられている。このような海部首相の非常識な発言に対し、韓国はじめ諸外国において、大きな批判の声がわき上つてきていることも周知の事実である。

今回の在日朝鮮人児童・生徒への暴行・嫌がらせ事件の続出は、そもそもは、政府・自民党の国会における無責任な中傷キャンペー

ンに端を発していることは明白であり、日本的小・中学校のいじめとは、明確に異なる側面をもつものである。日本の小中学校全体の問題と同じ問題であるなどという海部首相の認識は、文部大臣を歴任し、文教族を自負してきた首相の経験と照らしても、まことに無知かつ非常識な言動と断ぜざるをえない。

このようないわゆる公然たる民族差別が、民主主義を名のる国家において、横行することは、決して許されるものではない。

本来、民主的な国家は、人々の心の中に潜伏的に存在する差別意識を廃絶する努力や対策を講じなければならないのに、まさに国家権力の行使に責任を持つべき与党が、率先して差別的・排外主義的キャンペーンの先端にたつた今日の事態は、人権擁護の世界の大勢に逆行し、日本の議会制民主主義に大きな汚点を残したと言わざるをえない。

日本社会党は、このような不當な民族差別を廃絶させ、すべての人々の人権を擁護する

在日朝鮮人児童・生徒への暴行・嫌がらせ事件についての申し入れ

立場から、左記の通り申し入れる。

記

一九八九・一二・五

国と地方の関係等に関する報告について

一、海部首相は、今回の民族差別事件に対して、いかなる見解をもつてゐるのか、国民に対して、正式に表明すること。

一、政府は、今回の民族差別事件に対して、どのような対応・措置をとっているのか、明らかにすること。

一、全国的に続発している朝鮮人児童・生徒への暴行・嫌がらせ事件の実態を、政府として調査し、全容を明らかにすること。

一、緊急措置として、国民に対して、新聞・テレビ・雑誌等を通じて民族差別防止の呼びかけを行なうこと。

一、各省庁を通じて、民族差別防止の具体的措置をこころずること。

一 本日、行政改革推進審議会小委員会は、(一)地域の活性化、(二)東京一極集中の是正、(三)高齢化社会への対応、(四)行財政の地方分権化を基本課題とする「国と地方の関係等に関する報告」を明らかにした。これら四つの課題は、地方自治の発展を図るうえで解決しなければならないものであり、検討課題とすることは当然である。とりわけ地方分権の実現はすべてに優先する必須課題であるが、残念ながら報告はおよそ地方分権とは似て非なるものといわなければならぬ。すなわち特別地方公共団体としての都道府県連合、都市連合、市町村連合の創設はその端的な例証であり、地方分権を求める内外の潮流に背を向けるものとして厳しく批判されなければならない。

二 憲法および地方自治法制定以後二二年が経過したにもかかわらず、わが国地方自治は依然として中央集権の様相を深めてい

日本社会党
地方自治制度改革検討委員会

る。その最大の原因は、政府の補助金、地方債、地方交付税の配分および天下り等の行財政コントロールにあり、最近では地域経済の衰退による自治体からの中央依存がこれに拍車をかけている。中央の過剰介入と地域間格差の拡大というわが国の政治、経済の基本的構造に大胆なメスを入れることなくして地方自治の発展の基盤整備はありえない。こうした現実を黙殺し、いたずらに第三セクターの導入やコスト主義の自治行政を強要することは住民福祉に奉仕すべき自治体を変質させ、高齢化社会における自治体の責任と役割を低下させるものである。

三 監査委員制度の活性化、住民の参加機会の拡大、休日・夜間の議会の開催等自治体

内閣総理大臣
海 部 俊 樹 殿

日本社会党書記長
山 口 鶴 男

一九八九年十一月三十日

ればならない課題である。しかしながらこうした課題を実現すべきこれまでの法律改正が、地方自治の根幹を揺るがす「裁判抜き代執行」を企図する政府の地方自治法改正案によつて阻害されていることは極めて遺憾である。本報告の積極改革を実現するためにも、政府は速やかに撤回すべきである。

一九八九・一二・八

政治資金規正法の一部を改正する法律案

(社会党・護憲共同、民社党・民主連合提出)

提案理由説明

四 社会党は、自主、公開、参加、創造こそが地域社会の発展と地方自治を充実させる条件と考える。これに基づきわが党は、自治体とくに市町村の行財政権限の強化と自治体間格差を是正する地方交付税制度の充実、環境保全、交通を始めとする住民生活のニーズに沿う自治体間協力の推進、情報公開条例の制定等地方分権の推進を図る決意である。

このたび日本社会党・護憲共同、民社党・民主連合の二会派から提出いたしました政治資金規制法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

リクルート疑惑事件に象徴される政治の金権腐敗は、政治家が政治資金規正法の本旨に基づき、常識をわきまえて対処するなら、起き得ないことでありました。しかし、法の網をくぐり、法の解釈を歪めて、金の力で政治を左右しようとする輩が少なくないことは遺憾のきわみと言うべきでありました。

したがつて、私たちは、金の力で選挙を買収しようとすることを防止するため公職選挙法改正案を提出し、また、政治家が政治資金と私的資金を混同させる不明朗さを排除し、政治倫理を確立することを目的とする政治倫理法案を準備してきたところであります。本改正案は、この二つの法案とともに三点セッ

トで金権腐敗の根を断とうとするものであります。

以下、簡単に本法案の概要を御説明申しあげます。

第一は、三年後を目途に、企業や団体の政治献金を廃止することです。企業献金は、八幡製鉄判決により合憲とされたところですが、それが政治腐敗を招き、また国民の政治不信を生んでいることも紛れもない事実であります。したがつて、この企業献金は、できるだけ早急に廃止することを目指すべきであります。また、企業献金と同様に、業界団体の政治献金も問題となるところであります。こうした現実を改革するためには、個人献金を中心の制度を実現すべきであります。個人献金の制度を実現するたまに、この際に問題となることは、政治資金が政党その他の政治団体の存在基盤でもあるということです。この改正が行わ



れると存立できなくなる政党があるということでは、国民的な課題である企業献金の禁止が行い得ないことになります。従いまして、

この際、公職選挙法の改正によって地盤培養行為の自肅等により支出の削減を行ない、政治活動一般についても不必要的支出を削るとともに、必要不可欠の資金、例えば、政黨の調査や立法に関わる経費などには公費補助を実現すべきであるとした次第であります。

この企業献金等の禁止と公費の補助は、いずれが先かという議論ではなく、三年を目途に企業献金等を禁止することとし、各政黨はそれまでに、有効かつ国民の支持を得られる公費助成のあり方を検討し実現する義務を負うものと理解すべきものであります。

第二は、政治活動に関する寄附を、金銭、手形、小切手、郵便為替証書及び郵便切手に限ったことであります。有価証券や不動産で寄附をすることは、リクルート疑惑のような疑惑を招きやすいものでありますから、その疑惑の芽を摘む必要があります。

また、企業や団体が、社員や職員を秘書などの名目で派遣することも癒着の原因であります。従つて、いわゆる労務の無償提供も排除することと致しました。ただし、国民がボランティア的に政治活動に参加することも排除されるものと解されてはなりませんので、自ら労務を無償で提供することは本来的に寄

附に該当するものではないことを明確にいたしました。

第三は、政治活動に関する寄附の公開基準を、政黨にあつては年六〇万円、その他の政治団体及び公職の候補者にあつては年三〇万円とし、併せて特定公職の候補者にあつては、その関係する政治団体及び特定公職の候補者自身が受けた寄附を名寄せして年三〇万円を超えるものについて公開する義務を設けました。これもまた、リクルート疑惑で問題となつた「寄附を分散して隠す」ことを防止する措置であります。

第四は、政治的なパートナーに関して規制を設けたことであります。せつかく寄附の制限を設けて、政治資金の明朗化を図ろうとしても、パートナーという方法でなし崩しにならぬことは法規制の意味がありません。従いまして、パートナー収入に関しましても同一の者による資金提供を制限し、併せて、三〇万円以上の負担をした者について寄附に準じて公開するとともに、寄附同様の名寄せによる公開義務を定めたものであります。

第五は、指定団体を設ける特定公職の候補者は全ての政治資金を指定団体に扱わせ、指定団体を指定しない特定公職の候補者は「政治資金勘定」を設置してその収支を行なうことを避け、政治資金の明瞭化を図ることを目的とするものであります。また、資金の移しかえを繰り返すことによって、政治資金の透明度が低下しないよう、政治資金を指定団体に扱わせる者は個人では政治資金を扱つてはならず、政治資金勘定で政治資金を管理する者は指定団体を設けてはならないこととしております。

なお、寄附を分散することで法の網をぐるふことを防止するために、指定団体は特定公職の候補者につき一団体に限るものとし、また、指定団体内において政治資金の公私混同を避けるために政治団体本来の収支と特定公職の候補者に係わる收支の区別を明確にする方策を講じております。

さらに、政治資金勘定は、特定公職の候補者が政治資金を自ら扱う場合に設けるものでありますから、特定公職の候補者は政治資金用の会計帳簿を備え、政治活動に関わる寄附をはじめとするすべての政治資金を記載するものとし、この政治資金勘定の収支は政治団体の収支報告に準じて公開するものとします。

なお、当然ながら、現行の保有金制度は廃止するものであります。

第六は、政党その他の政治団体及び公職

の候補者が、その政治資金を不動産や有価証券によつて運用することを禁止したことあります。このことは、例えば、政治資金の運用として株を買つてはならないということであると同時に、私的な資金で株を買って儲けた者が、後日になって「あれは政治資金でした」と言うことはできなくなるということでもあります。

とはいへ、事務所を設けるために土地を購入することなどを一律に禁止することはできませんので、止むを得ない事情で不動産や有価証券を購入したり売却した場合は、その事情と明細を帳簿に記載し、収支報告書でもその旨を公開しなければならないことと致した次第です。

第七は、政党その他の政治団体の保有する不動産及び自動車について、その明細を公表することと致しました。これは、政治団体が人格なき社団であることから、その登記や登録が個人名で行われていることに鑑み、当該政治団体と名義人たる個人の間で所有権をめぐつて紛争が起きることを防止するとともに、公職の候補者の資産隠しに政治団体が利用されることを防止する必要があります。

第八に、政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会や集会の場において集めた千円以下の寄附については、匿名寄附の禁止の規定を適用しないことといたしま

した。匿名寄附の禁止は、特定の利益と発着して行なわれるワイロ的性格の寄附の隠れ蓑となることを防ぐために全面的な禁止に至っているものであります。そのことが本来は好ましいはずの大衆的な寄附をも抑制するこになつてゐることは遺憾なことであります。こうした寄附については、寄附が出しやすい方策が講じられるべきであり、そのため採つた措置であります。しかしながら、この措置の悪用は避ける必要がありますので、当面は政党及び政治資金団体に限つて、また金額も千円に抑えて、なおかつ募金を行なったものであります。

以上が本案の概要であります。

最後に一言付言させていただきます。政治資金規制法の改正に当たつて、私たちが十分従つて、自分たちの都合に合わせて企業献金を温存しようとの立場をとるべきではありませんし、企業献金の即時廃止という即時実現不可能な提案はこれをすべきではないと考えます。

私どもの案は、こうした点にも配慮しながら作つたものであります。本改正案を十分ご検討の上、ご賛同頂きますようお願いします。

国鉄清算事業団職員の 雇用確保に関する緊急申し入れ

国鉄の「分割・民営化」が施行されて二年半が経過した。新たに発足したJR各社の経

営内容については、積極的な評価がなされ、反面、安全輸送の確立、長期債務の拡大

等、解決すべき課題も多い。

とりわけ、国鉄清算事業団に所属する二千二百人余の再就職問題の解決は、三年という期限の到来も迫っており、緊急な課題となつている。

よつて、政府は、われわれとの約束、国会における確認に即し、雇用対策本部を開催してJR各社への広域再採用および公的部門、民間への再就職先を早急に確保するよう強く申し入れる。

一九八九年一一月一〇日

日本社会党
中央執行委員長　土井　たか子
JR対策特別委員長　田辺　誠
内閣総理大臣
海部俊樹殿

私は、日本社会党・護憲共同を代表して、「教育職員免許法の一部を改正する法律案」に對して、反対の立場から討論を行います。

今日は、文部省の「教育白書」でも多くの点が明らかにされております。すなわち、学校教育における画一的な指導、知識偏重の詰込み教育、制度や運営の硬直化現象、激化する受験競争、高校中退、児童・生徒の問題行動といった多くの点が指摘されております。

また、国の一般会計予算に占める文部省予算の割合は、昭和三〇年代の一一二乃至一三%台を頂点に年々低くなり、平成元年度は七%台となつております。この間、父母負担は増大し、私学に対する助成も低く抑えられております。

このように教育を取り巻く状況は、非常に厳しいものがあるうえ、さらに、リクルート事件で「痛手」を負った文部省が、多くの人々

一九八九・一二・一四

教育職員免許法の一部を改正する

法律案に対する反対討論

会田長栄

の批判を顧みず、このような法案を提出したことが、私には残念でなりません。

以下、法案の内容に沿つて反対の意見を述べていきます。

まず最初に、本法律案は、「学習指導要領」の改訂により高校社会化が解体され、「地理歴史」と「公民」に再編成されたことに伴つて、教員免許法上の変更を行うものであります。しかし、「学習指導要領」は、文部省令である「学校教育法施行規則」に付随する基準にすぎないものであります。その「学習指導要領」が法律を拘束し、国会に法改正を強要するといふのは、国会を國權の最高機関と定める憲法に違反する疑いがないのであります。かく私は、このことを第一に指摘しなければならないと考えます。

第二に、今回の社会科の解体は、「国際化」と「日本人としての自覚」を大儀名分に行われたものであります。しかし、昭和五二年版

の「高等学校学習指導要領解説」によれば、現行科目の「現代社会」のねらいは、「社会と人間に對する基本的な問題についての理解を一層深め、現代社会に対する判断力の基礎と人間の生き方について自ら考える力を養い」——（略）——「国際社会に生きてる現代の日本人としての在り方について考えさせることにある」としております。

このように社会科の目標には、今日の国際化社会にも通用する理念が存在しております。だとすればなぜ、社会科を解体する必要があつたのでしょうか。

伝えられるところでは、教育課程審議会の「社会科委員会」では大多数の委員が「社会科解体」に反対だったとされております。ところが社会科委員会が「社会科存続」のまとめをしようとしていたのを高校分科会の諸澤会長が押しとどめ、結論は高校分科会に引き継がれることとなり、その高校分科会では、諸澤会長の私的委員会として設けられた「高等学校社会科教育懇談会」が「社会科解体」の方向性を示したと言われております。全く不明朗な審議経過と言わざるをえません。

さらに、教育過程審議会の審議が行われてゐるなか、当時の中曾根首相が高石文部事務次官を呼び、「歴史の独立」と「世界史の必修」を指示したとも伝えられております。またその後も、文部省内では、「社会科存続」の方向

で仕事をしてた高校課長が更迭され、高校分科会の委員には文部省から「歴史の独立」を実現するように圧力が加えられたとも言われております。

このように「社会科解体」に至る論議は實に不明朗で、政治的な圧力とそれを代弁する者の意向で進められたと考えざるを得ないのです。このことは、学習指導要領の作成協力者であつた朝倉上越教育大学教授や平田広島大学教授の辞任、中島文部審議官の辞表提出などの事実からもうかがい知ることができます。

第三の問題は、四十年の歴史をもつ社会科の解体を行うのに、国民的な論議もなく、また、教育現場や教育関係者の意見もほとんど聞いていないということです。

日本社会科教育学会の異例とも言える全役員一致による「社会科存続」の申し入れが行われた理由もここにあるのではないかと思ひますが、これに対して文部省は、学習指導要領作成協力者委員から社会科教育学会の役員を追放し、「社会科存続」の立場に立つと思われる委員を解任したと聞きます。

このような常軌を逸した事態は、到底、教育を真面目に考えた結果であるとは言えないものであります。

右、決議する。

は再検討されなければなりません。当然、この法律案もまた撤回されるべきものであります。このことを強く訴えて、私の反対討論を終わります。

参考資料①

私立学校共職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における

私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

参議院文教委員会

平成元年十二月十四日

政府は、次の事項について検討し、特段の配慮をすべきである。

一、日本私学振興財団及び都道府県からの助成については、私学振興の見地から、その財源確保に努めること。

二、私立学校教職員共済組合の公的年金制度としての重要性にかんがみ、その制度等の重要事項を審議するための諮問機関の設置を検討すること。

一九八九・一二・一五

教育職員免許法の一部を改正する
法律案に対する附帯決議(案)

参議院文教委員会
平成元年十二月十四日

政府は、教育職員の免許と高等学校教育の
重要性にかんがみ、次の事項について、特段
の配慮をすべきである。

一 社会科を「地理歴史」及び「公民」に再
編成するに当たっては、知識偏重の教育に
陥ることなく、戦後の社会科教育の理念を
尊重するとともに、国際理解と国際協調の
精神の育成について配慮すること。

二 高等学校における教科・科目の設定に当
たつては、生徒の様々な学習要求にきめ細
かく対応した教育ができるようその条件整
備に努めるとともに、教育養成課程が円滑
に対応できるよう配慮すること。

三 第四次公立高等学校の学級編制及び教職
員定数の改善計画について、その計画期間
内達成を図るとともに、その後の改善計画
について検討を深めること。

右、決議する。

- ① 藤波元官房長官の場合には、請託が官
房長官公邸で行われ、金銭の授受が総理
大臣官邸において行われたこと、政府中

一、本日、リクルート疑獄「政界ルート」す
なわち中曾根内閣の官房長官の要職にあつ
た藤波孝生衆議院議員らに対する受託収賄
罪等についての公判が始まった。「官界ルー
ト」「NTTルート」に次いで「政界ルー
ト」の公判がスタートしたもので、いよい
よ司法の場においてリクルート疑獄という
政、財、官の金権癒着の構造が裁かれること
になる。われわれにはこの一連の公判の
中で、リクルート疑獄の全容解明が進むこ
とを期待する。

一、これまでに明らかにされた起訴状および
冒頭陳述によつても、新しい事実関係が明
らかにされているが、これをあわせて、も
従来からわれわれが指摘してきた疑獄の構
造が基本的に正しかつたことが、証明され
つつある。

- ① 藤波元官房長官の場合には、請託が官
房長官公邸で行われ、金銭の授受が総理
大臣官邸において行われたこと、政府中
のものは、疑獄の全構造を解明し、政治
的、道義的責任を明確化し、政府、政党、
政治家としてのケジメをつけ、これらをふ

リクルート疑獄公判について（談話）

日本社会党書記長

山 口 鶴 男

枢部が公然と犯罪の場に使われたことを
意味するものであり、また、加藤元労働
事務次官、高石元文部事務次官らも本省
事務次官室を贈収賄の場としたことなど
は、きわめて重大である。

- ② 被告らは、株の譲渡を「経済的行為」
と言い逃れているが、賄賂としての金銭
の授受にあたることは明らかであり、そ
の対価として国の政策や行政が歪められ
たこと、またその拡がりが多岐にわたる
政策、行政に及んでいることは、国民の
目からすれば、政府が丸ごと買収された
に等しいもので、きわめて問題である。

一、司法の場は、司法の場としての真相の解
明が進められなければならないが、それは

まえて政治改革や政治倫理を確立することである。

したがつてわが党は、中曾根氏の証人喚問の実現、灰色高官の公表、全資料の公開、

一九八九・一二・二二

「即位の礼」および「大嘗祭」

に関する国家行事について（案）

国家行事等に関わる特別委員会

政府は来年秋に天皇の代替わりに伴う行事として、「即位の礼」を準備中である。近く「則位の礼準備委員会」（委員長森山官房長官）が、これまで実施した有識者の意見聴取をとりまとめたうえ、「即位の礼」だけでなく「大嘗祭」についてもその性格付けを行い、これに伴う儀式の概要、予算措置等について報告する予定であると伝えられている。

これまでに伝えられているところによるところと、政府及び宮内庁は「即位の礼」と共に行われる即位に関する諸行事（儀式）を旧帝国憲法下で定められた旧皇室典範、旧皇室令（登極令）に規定されていたものとほぼ同一の名

などすみやかに行われるよう強く要求し、今後とも国会内外でリクルート疑惑の全容解明のために奮闘するものである。

る法令に基づき、現憲法にふさわしいものとして行われるべきものである。
現憲法下で初めて行われる「即位の礼」のありかたは、國民主権と議会制民主主義の原則により、国会で十分に議論を尽くし、国民の理解を得て行うべきものであり、また、現在の日本の国際的な地位に鑑み、かつて戦火を交へた近隣諸国や各国国民から不快感や誤解を招くことがないよう配慮が必要である。

一、「即位の礼」について

(1) 憲法第七条は、「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行う。」とし、「十、儀式を行うこと」と規定している。天皇の即位については、現皇室典範第二四条において、「皇位の繼承があつたときは、即位の礼を行ふ」と定められているだけである。したがつて、本年秋に即位に関する行事が行われるとすれば、「即位の礼」のみが現憲法下における法的根拠を持つており、その他の諸行事は一切の法的根拠を持たないことは明白である。

天皇の国事行為に全面的な責任を持つ政府は、一般的に、法的根拠を持たない行為を天皇に行わせるべきでなく、かりにその必要がある場合は、國民主権を原理とした現憲法とその下の諸法令の精神や規定に即して儀式や行為のあり方を考えるべきであつて、旧憲法

や旧皇室典範の精神や規定にその根拠を求めるることは憲法違反であり断じて許されない。

(2)

「即位の礼」は、現皇室典範にあるよ

うに、皇位の繼承の事実を内外に宣言する儀式であるが、それが国事行為として行われ、

国の費用によつて賄われる以上、憲法第二〇条、第八九条の政教分離の原則を尊重して完全に非宗教的な形式と内容を持ち、かつ、三権分立、國民主権等の現憲法の原則を反映させるものでなければならぬ。「大喪の礼」に見られるような、国事行為としての儀式と、私的行為としての儀式を混然一体化させるような形式は、排除すべきであり、場所、日時も明確に独立させた行事とすべきである。たとえば、「即位の礼」に宗教性のある施設を設けることや「剣璽」等の品、宗教的な人物や音楽の使用、登場は許されない。

したがつて、旧「即位礼当日賢所大前の儀」をはじめ、神道形式による関連儀式等は、國の儀式である「即位の礼」とは完全に分離すべきものである。

天皇または皇室がそれらの儀式を行なう場合は、あくまでも「私的儀式」として、その経費も厳密に天皇あるいは皇室の私的支出（内廷費）によるべきである。また、非宗教的な「即位の礼」も、国事行為として「国民のため」に行われるものである以上、「国民的合意」が重視されるべきであつて、莫大な費用

をかけた華美なものとするべきでなく、可能な限り、簡素なものとすべきである。

一、「大嘗祭」など関連諸儀式について

(1) 「大嘗祭」は、その核心たる旧「悠紀殿供饌の儀」および旧「主基殿供饌の儀」の具体的内容とその意味が明らかにされたことのない「秘儀」とされている。これは、神道の原理に基づき天皇が「神」となる宗教儀式であるとされており、現憲法の原理に明白に抵触する。

このような儀式を天皇の国事行為として行なうことはもちろん、また、いわゆる天皇の公的な行為というものがあつたとしても最終的に内閣による責任をとることのできない性格のものである以上、これを公的に行なうことは、明確に憲法違反である。したがつて、「大嘗祭」およびこれに関連する諸儀式に公費を投ずることは、一切許されない。

この「大嘗祭」等を、伝えられているように「公的な皇室の行事」として強行することになれば、政府は、憲法違反のそしりを免れない。そればかりでなく、なぜ、「即位の礼」以外の儀式が必要なのか、なぜ、「大嘗祭」という名称を用いるのか、「大嘗祭」の歴史的、宗教的意味は何か、「悠紀殿」「主基殿」における具体的に何が行われ、それはどのような意味、性格を持ち、天皇の公的行為としてふ

さわしいものであるのか、など国民に説明し、国民の理解が得られるかどうかをはかるためその全過程をあらかじめ国民の前に公開する義務がある。

仮りに「大嘗祭」を「公的な皇室の行事」といった性格をもたせようとするのであるならば、そのための「悠紀殿」「主基殿」を選定する「亀ト」も行なうのか、その経費は誰がいかなる名目で負担するのか、選定された全国二ヶ所の地域において、その稻田の提供、田植え、稻の栽培とそれに要する肥料、農薬、機械その他の設備、警備その他の保守管理、関連の諸儀式等は、誰がいかなる法的根拠と責任において行なうのか、その費用はどうするのかなど、多くの問題が発生することになる。

これらのこととは、国政レベルにおける憲法違反問題のみならず、関係者の基本的人権、地方自治体の権限、自治体財政にもかかわることが想定され、地域住民をも巻き込むことになる。

したがつて、これら関連儀式、諸行事も一切公的行事として行うべきではない。

一、国家行事のあり方について

政府はかねてから天皇の喪儀及び即位に関する国家行事について国会の場においても、その内容を事前に明らかにしなかつた。すべ

てを閣議にゆだね、主として政府部内の議論だけに基づいて諸行事（儀式）のありかたを決定してきた。

その際、国会答弁などでは「憲法の趣旨に沿い、皇室の伝統を考えて」議論を進めるとしながら、実際に行われた諸儀式についてみると「賢所の儀」「皇靈殿、神殿に奉告の儀」が、「登極令」の附式第一編「践祚の式」を参考にした式次第で行われ、「殯宮移御の儀」が始まり今日まで続いている諸儀式については、「皇室喪儀令」「皇室服喪令」「皇室祭祀令」等の附式を参考にして行われてきており、明治以降に確立されたにすぎない「皇室の伝統」をそのままに尊重し存続させることに重点が置かれている。

こうしたこれまでの政府の基本姿勢に照らしてみると、来年秋に予定されている「即位の令」と「大嘗祭」についても、廢止されたはずの戦前の「登極令」附式そのまま参考にするのではないかと予想される。「皇室の伝統」が優先して儀式の内容が固められ、「憲法の趣旨」に沿って若干の修正があるというのではまったく本末転倒である。

「国事行事」のあり方については、今後衆参両院の場での審議を通じ広く国民の意見を聴いて、国民すべてが合意できる行事として挙行できるよう努めるべきである。

「即位の礼」を国事行為として行なうとする政府は、主権在民と政教分離を原則とする

ても、意図のいかんを問わず天皇の政治利用があつてはならない。また、過日の「大喪の礼」に際しては、政治的、半強制的な「自肅」が国民に押しつけられ、不満と混乱を生み出した。今回も、仮りに「即位の礼」のみならず「大嘗祭」の一連の儀式が行われれば、一〇ヶ月以上もの「祝賀」が政治的、半強制的に演出されて国民に押しつけられる不安があり、「儀式の平穏な挙行」等を理由として、過

一九八九・一二・二〇

申し入れ

政府の「即位の礼準備委員会」は、来年秋に予定されている「即位の礼」及び関連行事について近くその方針を明らかにするといわれている。

これまでに伝えられているところによるところによると、政府は、「即位の礼」とこれに関連する一連の行事を、旧帝国憲法下で制定された旧皇室典範や登極令など旧皇室令に定められていたものと同一の名称、形式によつて行い、これらを国の費用で賄う方針であるとのことであります。憲法を擁護し尊重する義務を負つていれば、左記の点に留意されるよう申し入れる。

剩な整備や人権侵害が行われるおそれもある。政府が、国民主権、基本的人権という至上の価値を明らかにした現憲法の精神をどのように保障するのか、「天皇の儀式」を通じて試されるものであり、わが党は、政府その他がそのような押しつけや人権侵害を行なわないよう厳重に警告、監視するものである。

現行憲法の精神と規定にしたがわなければならず、天皇主権の旧憲法下に制定され、現憲法制定とともに廃止された旧皇室関係諸法令に準拠して儀式を行うことがあつてはならない。

わが党は、現憲法下で初めて執り行われる「即位の礼」が、憲法の精神と規定にしたがい、国民の合意を得る中で、開かれた儀式として実施されるよう強く望むものである。

したがつて、「即位の礼」及び関連行事にあたつては、左記の点に留意されるよう申し入

一、「即位の礼」について

(1) 「即位の礼」は、国事行為として行われるものとするならば、「国民のために行う」ものとして、現行憲法の精神と規定に基づき、完全に非宗教的な形式と内容をもち、かつ三権分立、國民主権などの諸原則が反映されるものでなければならない。

(2) 「即位の礼」は豪奢なものではなく、国民の理解と合意が得られる簡素なものとすべきである。また、天皇を政治的に利用したり、賛美するものであつてはならず、近隣諸国民の感情を損ねたり、誤解を招くことのないよう留意すべきである。

一、「大嘗祭」など関連行事について

(1) 「大嘗祭」は神道の原理に基づき、天皇が「神」となる宗教儀式であるとされており、また関連する行事も宗教的な儀式といわれている。このような行事が天皇の国事行為として行われることはもちろん、いわゆる公的行事として行われることも主権在民を原理としている現行憲法にそぐわない。「大嘗祭」は、もし行われるとするならば、皇室の私的な行事とすべきである。

(2) したがつて「大嘗祭」及びこれに関連

する諸行事は、公費たる宫廷費をもつて賄うべきでなく、内廷費をあてるべきである。

一、行事の決定とありかたについて

(1) 政府は、さきの「大喪の礼」に際しては、国会の場においてその内容を論議することなく、政府部内だけで行事のあり方を決定してきた。今後は、「即位の礼」及び関連行事について国会の審議を通じ、広く国民の意を聴して、国民の理解と合意を得られるものとすべきである。

(2) 「即位の礼」及び関連行事の実施に際

して、政府機関、自治体、学校教育機関などを通じて国民に祝意を表すことを強制したり、過剰警備、人権侵害にわたるようなことがないよう留意すべきである。

一九八九年一二月二〇日

以上

日本社会党書記長
山口鶴男

内閣総理大臣
海部俊樹殿
日本社会党書記長
山口鶴男

一九八九・一二・二一

韓国訪問にあたつて

日本社会党訪韓代表団

団長 山口鶴男

1 私は、統一民主党の金泳三総裁のご招待で、日本社会党の正式な代表団としてはじめて韓国に参りました。昨年十月に石橋前委員長を団長とする代表団が訪問し、今年の一月には金泳三総裁を団長とする統一民

主党の代表団を正式にお招きました。私は日本社会党と統一民主党の両党間の友好・交流の一層の増進を通じ、日韓両国間の新しい友好・親善が強化されることになる、と確信しております。日韓両国は、日

本による不当不法な支配の一前期を除き、長い期間にわたって平和で友好的な関係になりました。日本と韓国、日本民族と朝鮮民族の間には、政治、経済、文化などあらゆる面で長い交流があり、その交流を通じ、わが国の学術や文化・工芸技術などがもたらされました。これまでの日韓両国関係をふりかえって、歴史の悪い面は反省し、よい面は学び、両国国民の子々孫々にわたる相互理解と親善の強化、恒久平和を確立するため、私どもの訪韓が寄与することができれば幸いです。その役割を果すためにご招待いただきました統一民主党の金泳三総裁にまず感謝を申し上げたいと思います。

2 日本社会党は、日韓両国関係の原点を、「戦前の日本帝国主義による植民地支配が朝鮮民族に与えた苦しみに対する反省と謝罪」におき、それをすべての出発点としております。私は、改めて過去の歴史を振り返り、特に日本の植民地支配が韓国の皆さんにたとえようもない苦しみと大きな被害を与えたことに心からおわびするものです。しかも、日本の植民地支配が朝鮮民族の南北分断、強制連行された在日韓国・朝鮮人問題やサハリン残留者、在韓被爆者問題、さらには在日韓国・朝鮮人三世の法的地位問題などを生み出しており、これを解決することが日韓両国民の眞の友好関係の確

立につながると考え、日本社会党は全力をあげて取り組んでおります。

3 民族分断の結果として朝鮮半島には大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の二つが現実に存在しております。私たちは大韓民国が国家として存在していることを認識しており、また、日韓基本条約が二〇年以上にわたって機能し、定着してきた現実を認識しています。こうした上にたって、わが党が政権を担つた場合には、外交の継続性にたつて日韓基本条約を維持するのは当然であります。

4 米ソ首脳によるマルタ会談は「冷戦の終結」を宣言しました。また、「ベルリンの壁」が崩されたことに象徴されるように東欧諸国への改革と民主化の動きは急速に進んでいます。対決から対話へ、新たな緊張緩和、平和と軍縮の時代へと、世界は大きく動いています。私は、こうした世界の新しい潮流を心から歓迎し、この情勢を朝鮮半島はじめ東北アジアにも定着させ、緊張緩和と南北対話、南北統一の促進につながることを心から願っております。二一世紀を希望

訪問を契機に、今後日本社会党と統一民主党との友好促進、様々なレベルの交流を日常化させ、韓国国民との眞の和解と友好・親善を確立すること、②アジアの将来はどうあるべきなのか、そのためにはどのような努力をすべきなのか、アジアの緊張緩和のための協力、経済面での協力などについて、率直に意見を交換すること、が目的であると考えております。

6 私は、今回の訪韓で、以上の諸課題について、貴国の各界各層のみなさんの意見を率直にうかがい、また、日本社会党に対するお尋ねには、率直にお答えしたいと存じます。日本社会党は、今回の訪問を歴史的な第一歩とし、新しい日韓関係を築くために、積極的行動する決意であることを申し上げ、ご挨拶といたします。

5 私は、今回の韓国訪問にあたり、①この

韓国訪問に関する報告

日本社会党訪韓代表团

团长 山口鶴男

山口鶴男書記長を団長とする「日本社会党訪韓代表团」は、一九八九年一二月二一日から一二月二三日の間大韓民国を訪問した。代表团は、韓国滞在中、金泳三総裁をはじめとする統一民主党的幹部ならびに党员と親しく交流した他、平和民主党の金大中総裁、新民主共和党的金鐘泌総裁など韓国野党的党首と会談するとともに、金在淳・韓国国會議長や金在光国会副議長、また在韓被爆者等とも会談し、相互理解と友好を深めた。また、在日韓国人の法的地位の保証に関する日本社会党と統一民主党的協議を来年四、五月を目途に開催することを確認した。以下、代表团の韓国における活動について報告する。

代表团の訪韓のビザ申請に当つて、統一民主党及び韓国大使館から訪韓の目的を明確にしてほしいとの要請があり、「日韓基本条約にもとづく日韓関係増進に関し、日本社会党の対韓政策等について統一民主党和協議し、両党及び日韓国民の友好交流を発展させ、日韓

両国の新しい友好親善を強化するため」との覚書を在日韓国大使宛に提出した。この覚書は、日韓基本条約にもとづく在日韓国人の三世を含む法的地位及び待遇に関する協定が一九九一年に行なわれることになつており、この協定是在日朝鮮人にも及ぶものでそのために両党間で協議する。また、在韓被爆者問題、在サハリン残留韓国人問題、指紋押捺など人権問題などについても両党間で協議する旨を明らかにしたものであり、この趣旨は今回の訪韓によって前進させることができた。

「日本社会党訪韓代表团」の山口鶴男書記長は、一二月二一日、一六時五〇分に大韓航空機が金浦空港に到着後、直ちに、日韓両国報道関係者にたいし記者会見を行なつた（会見内容別紙参照）。山口団長は記者会見のなかで、党代表团が「日韓両国民の子々孫々にわたらる相互理解と親善の強化、恒久平和」に寄与するために韓国を訪問したことを表明するとともに、社会党が日韓両国関係の原点を「戦

前の日本帝国主義による植民地支配が朝鮮民族に与えた苦しみに対する反省と謝罪」において、「民族分断の結果として朝鮮半島には見えようもない苦しみと大きな被害を与えたことに心からおわびする」と述べた。また、「民族分断の結果として朝鮮半島には存在していること」また、「日韓基本条約が二〇年以上にわたって機能し定着してきた現実」を社会党が認識していることを明らかにした。

また、マルタ会談で「冷戦の終結」が宣言され、東欧諸国の改革と民主化が急速に進むなかで世界が「対決から対話へ、新たな緊張緩和、平和、軍縮の時代へと大きく動いて」おり、こうした世界の潮流を歓迎し、「この情勢を朝鮮半島をはじめ東北アジアにも定着させ、緊張緩和と南北対話、南北統一の促進につながることを心から願つており、二十一世紀を希望にあふれる時代とするため、一九九〇年代を出発点としてアジアの未来を築くために、日韓両国の新しい友好親善を確立したい」と念願している」と述べた。

代表团は、一二月二二日九時から一時間半にわたつて、金泳三総裁をはじめとする統一民主党の幹部と会談した。山口団長は、会談のなかで、統一民主党が代表团を温かく歓迎

して下さったことにたいし感謝の意を表明するとともに、「石橋前委員長を団長とする訪韓団の韓国訪問と金泳三総裁を団長とする統一民主党代表団の日本訪問が両党及び両国民の相互理解と友好交流に大きく寄与した」とし、「両党の努力で築きあげられた友好的な関係をさらに発展させる決意である」ことを明らかにした。

また、日韓両国の歴史のなかで「日本植民地支配によって朝鮮民族が筆舌に尽せない悲惨な苦しみを受けた事実があり、さらに、今日の「教科書問題」や歴史認識を欠いた閭僚の発言などが韓国民の対日感情を悪化させている原因になっている」ことを指摘した。

また、社会党がこうした歴史の所産である在韓被爆者問題やサハリン残留者問題、在日韓国人の法的地位問題や指紋押捺や登録証携帯制度の撤廃など在日韓国人の人権の確立のために積極的にとり組んでいることを伝えるとともに、朝鮮半島とアジア・太平洋地域の平和をつくりだすために、ヨーロッパのような「平和のテーブル」の設置、信頼譲成措置の形成と核軍縮の実現、経済協力の促進のため、日本社会党と統一民主党が共に知恵を出し合い、力を合わせて行動し、新しい日韓関係とアジア共通の平和と繁栄の未来を築くため前進しよう」と述べた。

これに対し、統一民主党の金泳三総裁は「山

口書記長を団長とする日本社会党代表団の韓国訪問を心から歓迎する」と述べるとともに、「今回の訪韓は韓日両国関係にとって大変意義がある。また、石橋前委員長の訪韓と私の訪日によって進んだ交流をますます深くする契期になる。日本社会党にたいするわが国の一般的な認識は、社会党が北一辺倒を続けてきた関係で大変偏見があるが、統一民主党とするものである」と述べた。

山口書記長が、在日韓国人政治犯の釈放について統一民主党の努力を要請したのに対し、金泳三総裁は「野党三党の党首と人権委員会がその件について討議をしており、クリスマスまでに相当のいわゆる政治犯を釈放することになつてている」と答えた。

統いて、統一民主党の鄭在文国際委員会委員長は、「米ソ軍縮交渉の進展、中ソの三〇年間の対決の結着、ゴルバチョフ書記長の外交政策に力をえた東ヨーロッパで改革と自由と民主主義の波が高まっている。日韓両国関係は一層強固なものになつていている。とくに、在日韓国人の法的地位問題、一万八千人にのぼる韓国人被爆者の問題、サハリン残留韓国人問題など、韓日共通の問題があり、これらについて日本政府の誠意ある措置がとられるべきである。また、日本は産業分野で最大のパートナーであるが、技術面における経済協力が積極的に行われておらず、日本から韓国への高度な技術の移転が行なわれるべきである。

また、日本社会党が韓日基本条約による両国関係のなかで、より現実的な両国関係を確立されるよう希望する。自由化を拒否し開放と改革を拒否している北朝鮮政府にたいし、自由化するよう社会党の忠告を期待してやまない。韓半島統一の道につながる韓日両国の共同繁栄のための基礎を両党でつくり上げたい」と述べた。これにたいし、山口団長は、「社会党は本年度の運動方針で、「大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国」の二つの国が朝鮮半島にあるという現実を認め、バランスのとれた交流をすることを決定した。アジアでオリンピックを開催したのは日本と韓国だけであり、NIESでの韓国の発展もめざましく、ヨーロッパの影響は必ずアジアに及ぶと確信する」と述べた。

日本社会党訪韓代表団と統一民主党は会談終了後、共同記者発表を行なつた。(会見内容別紙参照)

代表団は二日一四時三〇分から、韓国会内で平和民主党の金大中総裁と会談した。金大中総裁は「二十世紀の歴史のなかで、イギリスの労働運動やロシア革命など民衆が始めて歴史に登場してきた。民衆は植民地主義

と抑圧の二重圧力からの解放を要求してきた。これから運動のなかで女性の役割が重要である。「北朝鮮はいつまでああいう風に頑張れるのか疑問である。私が願うのは、米ヨーロッパ諸国、日本が、北と接触して、北が門戸を開くよう働きかけをしていただきたいことだ。ことに日本政府が北と接触するのに北と関係のある社会党に協力を願いしたい。こちらは北をおさえこむことはしない。

これに対する山口書記長は、「先の都議選や

参院選

で社会党は女性議員を多数当選させた。」「去年、朝鮮のホ・タム書記と会つたとき、日本政府と会談したらどうかと述べ、お互いに交流するようすすめてきた。いま、社会党は朝鮮労働党のハイ・レベルの代表団を日本に招待している。」と述べた。

また、金大中総裁は「私は、一九七三年に、社会党は南北統一をいいながら北一辺倒で南に顔をそむけるのは適当でない。社会党はいかなる方法であれ韓国に関心を持つてほしいと言つたが、それから一〇年たつた。まだ社会党は大韓民国の存在を認めていないのではないか」と述べた。

これに対し、山口書記長は「社会党は韓国を否定したことではないし、運動方針でも大韓民国の存在を認めている。日韓基本条約につ

いても二〇年以上にわたって機能し定着してきた事実を認識し、その上に立つて在日韓国人三世の法的地位問題や在韓被爆者問題、サハリン韓国人問題、指紋押捺など人権問題などについて統一民主党と今後協議することとした」と述べ、金大中総裁は「在日韓国人の経済的、社会的地位を法的に明確に与えてほしい」と述べた。

代表団は、一二月二二日一七時より、新民

主共和国の金鐘泌総裁と会談し、山口団長は「空港の記者会見で大韓民国の存在についての質問を受けたが、私たちがソウルに居ることが大韓民国の存在の事実を認めていることだ」と述べると金総裁は「確かに朝鮮半島に二つの政権がある。(社会党も)韓国を認め仲良くしていこう。韓国の統一問題は国内問題でありながら国際問題となつており、国際的環境がととのうことが大切だ。社会党の方もそういう面で特別な理解、協力を願いしたい」と答えた。また「韓国にも政党は四党あるが、民主主義は確立できていない。(韓国)民主主義はこれからだ。政党は色をはつきり出して国民が選択するようにすべきだ」と述べた。金鐘泌総裁がさらに「韓日議連で社会党と一緒にやつていいましよう」と述べると、

山口団長は「一緒にやつていくつもりであり、本年一月の党大会で日韓議連の加盟を検討せ

る旨を答弁し、その後党の手続を経て日韓議

連に关心のある議員の加盟を申請したところである」と答えた。また、金総裁が「日本に住んでいる同胞のために御尽力戴きたい」と要請されたのにたいし、山口団長は「この問題に積極的にとりくみたい」と答えた。

山口団長は、一二月二三日九時三〇分から、韓国会で金在淳国會議長と会談した。金議長は、「日本社会党と統一民主党との友好関係が深まるることを希望する。社会党は北を見る目を人権、自由、民主主義というものさしで見てもらわなければこまる」と述べた。山口

団長は、「社会党は、三六年間にわたる日本帝國主義支配が南北分断をつくりだした。日本軍国主義は北にも被害を及ぼしており、北に對しても反省と謝罪が必要だ」と述べ、「南北国会会談が実現し、南北間の緊張緩和と統一が早く達成できるよう要望した。

井上国際局長は、同日午前、韓国原爆被爆者協会の郭貴勲理事らと会談し、在韓被爆者に對する補償・援護について韓国への実態調査団の派遣などの活動を要請され、社会党はその活動を強化することを約束した。

團員 井上一成 日本社会党国際局長・衆議院議員

海野明昇 日本社会党企画調査局長

参考資料 1

伊藤 茂 日本社会党政策審議会長・衆議院議員

安井栄二 日本社会党国際部長

一九八九・一二・二一

随員 喜田克彦 日本社会党機関紙局記者

日本社会党訪韓代表团

日本社会党訪韓代表团長の記者会見
(於・金浦空港)

一九八九・一二・二一

「韓国訪問にあたつて」

米国のパナマへの軍事行動に対する

(談話)

日本社会党副書記長

渋 谷 利 久

一、昨日、米国は、パナマの民主体制の回復、在パナマ市民の保護、パナマ運河の安全確保等をかかげて、パナマに軍事行動をおこした。

一、昨日、米国は、パナマの民主体制の回復、在パナマ市民の保護、パナマ運河の安全確保等をかかげて、パナマに軍事行動をおこした。

新たな展望を切り開いた。その一方の当事国の中、米国がパナマに軍事行動をおこしたこととは、きわめて遺憾であり、中南米に新たな緊張をかもし出したばかりでなく、世界

の新しい理由があれ、パナマは主権国家であり、米国の軍事行動は国際法を無視した暴挙である。わが党は、米国に強く抗議する。

一、さきに、マルタでの米ソ首脳会談で、両国は不戦を誓い、世界の平和と緊張緩和に

一、私は、統一民主党の金泳三総裁のご招待で、日本社会党の正式な代表团としてはじめて韓国に参りました。昨年一〇月に石橋前委員長を団長とする代表团が訪問し、今年の一月には金泳三総裁を団長とする統一民主党の代表团を正式にお招きしました。私は日本社会党と統一民主党の両党間の友好・交流の一層の増進を通じ、日韓両国間の新しい友好・親善が強化されることになる、と確信しております。日韓両国は、日本による不当不法な支配の一時期を除き、長い期間にわたって平和で友好的な関係になりました。日本と韓国、日本民族と朝鮮民族の間には、政治、経済、文化などあらゆる面で長い交流があり、その交流を通じ、わが国の学術や文化・工芸技術などがもたらされました。これまでの日韓両国関係をふりかえつて、歴史の悪い面は反省し、よ

い面は学び、両国国民の子々孫々にわたる

相互理解と親善の強化、恒久平和を確立するため、私どもの訪韓が寄与することができれば幸いです。その役割を果すためにご招待いただきました統一民主党的金泳三総裁にまず感謝を申上げたいと思います。

二、日本社会党は、日韓両国関係の原点を、

「戦前の日本帝国主義による植民地支配が朝鮮民族に与えた苦しみに対する反省と謝罪」におき、それをすべての出発点としております。私は、改めて過去の歴史を振り

返り、特に日本の植民地支配が韓国の皆さんにたとえようもない苦しみと大きな被害を与えたことに心からおわびするものであります。しかも、日本の植民地支配が朝鮮民族の南北分断、強制連行された在日韓国・朝鮮人問題やサハリン残留者、在韓被爆者問題、さらに在日韓国・朝鮮人三世の法的地位問題などを生み出しており、これを解決することが日韓両国民の眞の友好関係の確立につながると考え、日本社会党は全力をあげて取り組んでおります。

三、民族分断の結果として朝鮮半島には大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の二つが現実に存在しております。私たちは大韓民国が国家として存在していることを認識しており、また、日韓基本条約が二〇年以上にわたって機能し、定着してきた現実を認識

しています。こうした上にたって、わが党が政権を担った場合には、外交の継続性にたつて日韓基本条約を維持するのは当然であります。

四、米ソ首脳によるマルタ会談は「冷戦の終結」を宣言しました。また、「ベルリンの壁」が崩されたことに象徴されるように東欧諸国は改革と民主化の動きは急速に進んでいます。対決から対話へ、新たな緊張緩和、平和と軍縮の時代へと、世界は大きく動いています。私は、こうした世界の新しい潮流を心から歓迎し、この情勢を朝鮮半島をはじめ東北アジアにも定着させ、緊張緩和と南北対話、南北統一の促進につながることを心から願っております。二一世紀を希望あふれる時代とするため、一九九〇年を

出発点としてアジアの未来を築くために、日韓両国の新しい友好親善を確立したいと念願しております。

五、私は、今回の韓国訪問にあたり、①この訪問を契機に、今後日本社会党と統一民主党との友好促進、様々なレベルの交流を日常化させ、韓国国民との眞の和解と友好・

親善を確立すること。②アジアの将来はどうあるべきなのか、そのため両国はどのような努力をすべきなのか、アジアの緊張緩和のための協力、経済面での協力などについて、率直に意見を交換すること、が目

的であると考えております。

六、私は、今回の訪韓で、以上の諸課題について、貴国の各界各層のみなさんの意見を率直にうかがい、また、日本社会党に対するお尋ねには、率直にお答えしたいと存じます。日本社会党は、今回の訪問を歴史的な第一步とし、新しい日韓関係を築くために、積極的に行動する決意であることを申し上げ、ご挨拶いたします。

参考資料2 統一民主党

日本社会党訪韓代表団と 統一民主党との共同記者発表

一、山口鶴男書記長を団長とする日本社会党訪韓代表団は、統一民主党の招待により、一九八九年一二月二日から一二月二三日の間大韓民国を訪問した。

代表団は大韓民国滞在中、金泳三総裁をはじめ統一民主党の方々に温かい歓迎を受けた。

一、日本社会党訪韓代表団と統一民主党は、マルタ・サミットによって生れた東西冷戦構造の終結、ソ連、東欧諸国改革と民主化という世界の大きな変化が今後アジアに影響していくことは必至であると認識し、

こうした新しい世界の動きのなかで両党が

朝鮮半島の平和統一、アジア・太平洋地域の平和のために一層協力を推進していくことを意見の一致をみた。

一、双方は、日韓基本条約が二〇年以上にわたって機能し定着している事実を認識し、今後、両党の友好交流をより一層促進する

と同時に、ひいては両国間の内実ある友好増進を発展させることを確認した。

一、在日韓国人の法的地位に関する協定につ

いては、在日三世の安定した法的地位が保証されるよう双方が努力することを確認す

るとともに、両党がそのために来年四、五月頃を目途に、この件に関しひき続き協議することを確認した。

一、また、双方は指紋押捺および登録証携帯制度の撤廃、就職における差別の禁止、民族教育の保証、永住権の安定など、在日韓国人の人権確立のために今後一層協力することを確認した。

一、双方は在韓被爆者の問題が、日本側の責任であることを認識し、十分な支援協力を行なうことを確認した。また、サハリン残留韓国人の問題解決のために、双方が今後とも一層努力することを確認した。

一、双方は、日本からの韓国への技術移転、貿易不均衡の是正、水平分業等など日韓両国間の経済協力が積極的に推進されるべき

であるとの認識で一致した。

一、また。双方は、二一世紀の入口である一九九〇年代に新しい日韓関係とアジア共通の平和と繁栄の未来を築くため、日本社会党と統一民主党が協力し前進することの決意を表明した。

一九八九年一二月二二日 於・ソウル

一九八九・一二・二二

ルーマニアのチャウセスク政権

崩壊について（談話）

日本社会党書記長

山 口 鶴 男

である。

1 ルーマニアのチャウセスク独裁政権が崩壊し、民主化をめざす新政権が樹立されたことを歓迎する。

2 ソ連、東欧諸国など社会主義諸国の改革と民主化は、いまや止めることのできない大きな流れとなっている。今回の事態もこれるよう期待したい。

3 わが党はルーマニア国民の勇気ある行動に敬意を表するとともに、国民が今後、民主化と経済発展、ヨーロッパと世界の平和のための活動において大きな成果を上げられるよう期待したい。

日米構造協議についての見解

日本社会党政策審議会

日米経済問題
プロジェクトチーム

I 日米構造協議の背景

1 日米貿易摩擦の経過と現状

(1) 八〇年代以降の日米経済摩擦

日米間の経済摩擦は、一九五六年の政府間協定に基づく綿製品の自主規制はさておき、農産品を除けば、六〇年代末の鉄綱の対米輸出増問題以降、基幹産業、先端技術産業をめぐる摩擦が主要な問題点であった。八〇年代以降では一一八一年の自動車の対米輸出自主規制、八二年の非関税障壁の撤廃要求、八五年中曾根・レーガン会談での通信機器など四分野での市場開放要請と次官会議でのMOS協議の合意。米半導体メーカーによる日本メーカーのダンピング提訴。八七年の半導体協定違反とする通商法三〇一条に基づく一律一〇〇%報復関税実施。パソコン、カラーテレビ、電動工具の三品目に一〇〇%の報復関税

発動。八八年の包括貿易法成立（スープーR）一条。八九年に入つてからは四月、USTRがスープーR一条に基づき貿易障壁として半導体など三四項目を含む各国別貿易障壁報告を発表、五月スープーR一条に基づき日本のスープーコンピューター、人工衛星、木材加工品の三項目を特定、七月スープーR一条とは別の枠組みとして日米構造協議について合意——などが主な経緯である。

(2) 最近の日米貿易のインバランス

ここ一〇年間のアメリカの貿易収支をみると、一九七九年（財政年度、以下同じ）三五九億ドルが八四年には一、〇〇〇億ドルの大台にのり、八七年には一、五二一億ドルに達した。しかし八八年には一、一九七億ドルと三二四億ドル減となつた。これは輸出が三、二一八億ドルと、六七七億ドルもの大幅な伸びを示したことによる（輸入は三五三億ドル

増）。このうち、対日貿易については、一九七九年に八七億ドルの赤字であつたものが年々増加を続け、八七年には遂に史上最高の五六三億ドルとなつたが、八八年には五二一億ドルと四三億ドルの減少となつてゐる。これは輸入が五二億ドルの伸びにとどまつたのに対し、輸出が九五億ドルの伸びを示したことによつる。

このようにアメリカの「双子の赤字」の一つの貿易赤字は縮小の傾向を示しているが、しかし他方で対日赤字の占める割合は八八年で四三・九%と、前年に比して逆に六・九%

も増えていることに注目する必要がある。一方、日本側からみると、アメリカ向けは八八年（通関ベース）で、八九六億ドルと前年比七・二%増の一桁にとどまり、この結果、総輸出に占めるシェアは三三・八%（前年三六・五%）に低下してゐる。なお、商品別にみると、対米輸出の八二・五%を占める「機械機器」は六・四%の増で、そのうち「原動機」（三五・一%増）「事務用機械」（二五・七%増）、「半導体等電子部品」（五二・七%増）、「テレビカーメラ」（三〇・七%増）などが高い伸びを示してゐるのに對し、主力製品であった「自動車」（四・七%減）「VTR」（一八・

このように、アメリカの貿易収支が改善の方向に向かっているにもかかわらず、一人対日赤字のシェアが四〇%以上にも達していること、スーパーコンピューター、人工衛星などにみられる日本の先端技術力のキヤツチ・アップに対する脅威感等がアメリカのいらだちを生んでいる。五月二六日には遂にスーパー三〇一条が発動された。前述のような措置にもかかわらずかえって赤字のシェアが大きくなっている理由として、日本の市場の閉鎖性、さらには「日本特殊論」までも議論され、日本に対しては自由貿易の原則は適応できず、結果重視の管理貿易でいくべきだと強硬論が議会を中心に高まっているのである。来年は中間選挙の年であり、放置されればさらに対日批判が高まることが予想される。

II 日米構造協議の経緯と現状

1 これまでの協議の経緯

対日批判の高まりの中で米ブッシュ大統領は今年五月二六日の声明でスーパー三〇一条にかかるものとは別の枠組みで日本と構造問題に関して協議を行うことを提案した。これに基づきアルシュ・サミットの際の日米首脳会談（七月一四日）において、日米構造協議について①日本側が外務・大蔵・通産の三省、アメリカが国務・財務・通商代表部（USTR）の三省庁を共同議長とし、共同議長

は次官級で開催される会合の議長を努める、②協議は通商法三〇一条とはかわりなく行われる、③作業グループは一九九〇年の春に中間報告を行うものとし、両国首脳に対しても共同最終報告を提出する——との合意をみた。

第一回会合は九月四、五日の二日間東京で行われ、アメリカ側からは、①貯蓄・投資パタン、②土地利用、③流通機構、④価格メカニズム、⑤系列関係、⑥排他的取引慣行——の六項目、日本側からは、①貯蓄・投資パタン、②企業の投資活動と生産力、③企業ビヘイビア、④政府規制関連、⑤研究開発関連、⑥輸出振興、⑦労働力の訓練・教育——の七項目を提出して協議した。

第二回会合は、一月六、七日ワシントンで行われ、引き続き上記の項目について協議した。また、同協議の場で「日米共同価格調査」が報告され、これまで価格差がないとしていた通産省の見解が否定され、アメリカの指摘が裏付けられた。

2 アメリカ側の指摘事項と日本側の対応

【系列関係】

〈第一回協議〉

【貯蓄・投資バランス】

*米＝社会資本の充実を図りながら貯蓄と投資のギャップを埋めていくことが必要。
中長期的な公共投資について、余暇機

会の増大等による消費拡大効果。
*日＝公共投資の水準は外国に比べて低くない。

【土地利用政策】

*日＝諸規制の緩和、税制の見直し、住宅金融の改善等。

*日＝総合土地対策要綱を説明。土地政策を行なうことは困難。

【流通】

*米＝大店法など政府規制、總代理店制など反競争慣行、輸送コスト等が参入障害となっている。

*日＝欧米並に効率的であり、外国企業は十分流通チャンネルを利用できる。大店法については緩和の方向。

【価格メカニズム】

*米＝為替変動の価格への反映や円高差益が不十分で、日米貿易収支改善を阻害。

日米間に内外価格差が存在するため共同の調査を要求。

*日＝レート調整の影響は経過とともに表れており、差益の還元も進んでいる。共同調査には賛成。

株を誰が持つかは資本主義では自由。

【排他的取引慣行】

*米＝企業の談合、グループ内取引の重視、長期的取引優先の商慣習が外国企業の参入を阻害。独禁法運用強化の必要性。

特許審査の遅れも問題。

*日＝独禁法は日米で法体系が異なる。厳正に運用している。審査の迅速化に着手している。

〔第二回協議〕

【貯蓄・投資バランス】

*米＝下水道、公園、住宅等社会資本整備のための中長期の公共事業関係費の増加。社会保障基金の黒字分の統一的活用の可能性等。

【排他的取引慣行】

*日＝公共事業費が外国に比べても高水準。基金については短期的視点での流用は困難。

【土地利用政策】

*米＝市街化区域内農地の宅地化の促進、土地税制、土地利用計画への期待を表明。*日＝土地の効率的利用を図るため土地基本法を国会に提出中。

【価格メカニズム】

*米＝共同調査の結果、全体として日本で売っているものが高いことが証明。

*日＝短期的調査のため不適切な部分もあり、冷静に結果を分析する必要あり。

【流通】

*米＝規制緩和や商慣習の改善等の前回指摘について説明を要請。

*日＝トラック輸送は規制緩和の法案を国会に提出中。酒販免許については大規模小売店について改善に着手。薬事法については簡素化を検討中。独禁法については流通と取引慣行に関しガイドラインを作成中。輸入促進については新しい政策を立案中。

このような二回にわたる協議の中で、日本側の「公共事業費の水準は諸外国に比べても高い」など、政府の『経済白書』も指摘する社会資本の充実の必要性を否定するような発言や、共同で実施した内外価格差の結果に対する反論の姿勢は、「今回の協議で進展はほとんどなかつた」「日本は柔軟性に欠ける。構造問題の処理に消極的」(ダラーラ財務次官補)とのコメントのように、日本側の対応へのいらだちを示している。日本政府は、来年三月の中間評価で具体策を示す方針であるが、現在検討中の課題は大店法問題、独禁法運用のガイドライン、株式公開買い付け(TOB)の見直しなどで、アメリカが引用するわが国の国際公約でもある『前川リポート』の具体化にも及び腰で、来年一月に予定される第三回協議においても具体的な進展は困難な見通しとなつていて。

*米＝金融系列の存在が排他的取引や参入障壁の原因となっている。日本では株式市場を通した企業の合併・買収が難しく、い。

*日＝株の持ち合いは有価証券報告書等で透明となつていて、株式の公開買い付けはひどい価格差はない。輸入品については原因を今後分析。(TOB)制度は見直しを検討中。排他的取引にたいしては独禁法で対処している。

III 日米構造協議に対するわが党の基本的態度

言うまでもなく日米関係はわが国にとつて極めて重要な関係にある。しかし、眞のパートナーシップのためにはこれまでのような自立性を欠いた対米依存の姿勢を続けることは許されない。第一に、東西対立の象徴であつたベルリンの壁の撤去、米ソ首脳のマルタ会談に見られるように、戦後の冷戦構造が崩壊に向かおうとしていることである。これを受け遅れているアジアでの緊張緩和が必要であり、わが国の積極的なイニシアティブの発揮が求められている。したがつて、これまでのようなアメリカの態度待ちといった姿勢は許されない。第二は、対外経済の不均衡是正のためには、対米輸出偏重の貿易構造を転換し、アジア・太平洋圏、中ソなど社会主義諸国、EC等との均衡ある貿易構造をめざす必要があることである。アメリカの貿易赤字の四割以上を対日貿易が占めるという状況によつて、わが国の経済力の上昇とアメリカのそれの相対的低下と相まって、アメリカからいわゆる「バードン・シェアリング」が要請されているが、軍事負担の増大によつて経済摩擦の批判をかわすという手段は、平和憲法を持つわが国のニュー・デタント時代に対応する道ではなく、摩擦解消の方途でもない。

2 日米構造協議の在り方の問題点

まずわが党は、今回のような協議の在り方

IV 日米構造協議に対する政策的提起

第三に、「双無主義」にかかる問題である。もとより不均衡の責任を黒字国のみが負うべきものではない。今回の協議がスーパー三〇一条の枠から外れているといつても、この間

そのものが問題であると考える。第一に、宇野・ブッシュ共同発表によれば、構造協議の目的は「国際収支不均衡の削減に貢献する」ことにあるとされる。そもそも貿易収支の赤字、黒字はマクロ経済の親要因によるものである。今日の日米貿易摩擦は、両国間の産業の競争力の差、投資行動の違いによるものであつて、現在求められているような市場開放要求によつて大幅な赤字の削減に結びつくとは考えられない。また、五〇〇億ドルを超す貿易赤字についても、例えばアメリカのスリパーコンピューターの部品が日本製品があつたり、あるいはVTRやカメラなどの製造をアメリカでは行なつていないことなど、日本製品への依存関係にあることも考慮されなくてはならない。

第二に、二国間協議の問題である。GATTの多国間交渉によらず二国間の協議にゆだねることは、自由貿易体制にそぐわないと言わざるをえない（ECはGATTの場での交渉を選択したことに留意すべき）。また、そもそもある国（構造）の改善や市場開放が特定の国の収支の改善につながる保障はない」ということである。

3 わが党の態度

以上わが党の日米構造協議に対する認識であるが、現に協議が重ねられること、日米関係は極めて重要な友好関係にあるべきこと、アメリカから指摘されるまでもなく問題の多くは日本が生活者重視の視点から自主的に改善、改革すべきであり、わが国は誠実に臨むとともに、以下のような政策対応を図るべきだと考える。

以上の理由から、日本政府は危険な選択をしたと言わざるをえず、あくまでも協議であつて、合意が前提ではなく、双方の主張は拘束力を持たないとする理解が日本側にあるとすれば、アメリカの立場を読み違えた極めて安易な態度といわなければならぬ。

以上の理由から、日本政府は危険な選択をしたと言わざるをえず、あくまでも協議であつて、合意が前提ではなく、双方の主張は拘束力を持たないとする理解が日本側にあるとすれば、アメリカの立場を読み違えた極めて安易な態度といわなければならない。

ければ不可能である。そのためには、日米それが次のような政策を推進する必要がある。

《日本》

(1) 内需型経済への転換とその内容

わが国の国際収支の大幅な黒字は、基本的には、わが国経済の輸出志向の経済構造に根ざしたものである。したがって、そのためには国際公約となつてゐる内需型経済への転換が必要であり、それをどのように持続的なものとし、どのような内容とするかである。それは「前川リポート」も強調する「国民生活の質の向上」に結びつくものでなければならぬ。遺憾ながら現在の内需拡大は不徹底に推移している。それは第一に資産格差拡大に向かうものであり、第二に、社会資本投資の立ち遅れである。生活の質の向上を図る内需拡大のためには、投資資金を民間部門から国民生活関連の社会資本部門にシフトさせることである。

④ 豊かな社会へ社会資本の整備

① 生活優先の都市改造
美しい都市、歩きやすい都市、健康な都市づくりのために公園・緑地の拡大、電線・電話線、ガス等共同溝化、など都市改造を推進する。

② 「遷都」など、均衡ある国土開発を一極集中を是正し均衡ある国土開発の

観点からも遷都を検討する。また、横断下水道の整備をすすめ、二一世紀までに都市部での普及率を一〇〇%に近づける。

③ 下水道の整備推進

歐米に比較して著しく立ち遅れている下水道の整備をすすめ、二一世紀までに都市部での普及率を一〇〇%に近づける。

④ 文化・スポーツ施設を身近に

文化予算が予算全体の〇・一%にも満たない「文化小国」を改めるために、文化・スポーツ施設を身近に拡充する。以上の阻害要因となつてゐる地価を抑制するため、土地基本法の制定を踏まえ実効ある土地政策をすすめ、使用権優先から利用権優先への転換を図る——などである。

◎ ゆとり

ゆとりある生活は真の豊かさの内実であるばかりでなく、生活の質向上の内需拡大の持続性を裏付けるものである。この面で政府の「経済運営五カ年計画」の進捗状況にも明らかなように、実行が不十分である。

① 時間のゆとりⅠ 労働時間の短縮

まず「時間のゆとり」のために労働時間短縮をはかることは、時間消費型消費を刺激して内需拡大効果をもたらす。九三年度中に一八〇〇時間を実現するため

② 所得のゆとり

次に、「所得のゆとり」を向上させる。先進諸国でわが国の所得水準は「中位」である。近年の労働分配率の低下に鑑み、「経済大国」に見合つた賃金の引き上げを行ふとともに、国際的に高いとされる物価を是正する。更に、「空間のゆとり」のために、環境との調和をはかりつつ前述のように生産関連の社会資本の整備を推進する。

(2) 均衡ある貿易構造への転換

産業構造を内需型に転換すると共に、貿易の構造を多角化する必要がある。対米輸出偏重の構造からアジアによりウエイトを移すなど、東西南北にわたる均衡ある貿易構造に転換する。このことは、冷戦構造が崩壊に向かいつつあり、相互依存関係が深まつてゐる現在、一層重要なことである。

① アジア・太平洋経済協力の推進

現在NIESなどアジア・太平洋諸国は目覚ましい発展を続けており、二一世紀へ向けて大きな経済的潜在力をもつ圏域となつてゐる。日本はこれらの国との貿易拡大、経済協力、技術移転をすすめる。

に、政府は週休二日制の完全実施など、行政指導も含め必要な措置を講じるべきである。

の撤廃

ソ連・東欧の経済改革に協力すると共に貿易を拡大する。社会主義諸国との貿易額、現在五%程度に過ぎないが、これにはココム規制の影響が大きい。冷戦の遺物ともいべきココム規制は撤廃する。

(3) 産業誘導政策の推進

次に国際協調のための産業誘導政策の推進である。内需の寄与度が高まっていいるといつても、八五年以降輸出が急増している（八五年一七六〇億ドル→八八年二五九八億ドル）。特定産業が集中豪雨的輸出に特化しないための誘導が必要である。また、輸入の拡大のためには製品輸入の促進が必要である。

(3) 貯蓄・投資のバランス

八八年一二月末の一帯当たりの貯蓄現在は一一二〇万円にのぼっている。そして所得が低い階層ほど定期性預貯金、生命保険の比率が高い。この背景には、年金など社会保障制度の不十分さ、高い教育費などの要因が指摘できる。公的年金制度の充実などがすすめば、貯蓄率は低下することが考えられる。また、巨額の国民貯蓄がアメリカの国債に投資されるなど、アメリカの資金不足を補っていることの事実も指摘されなければならない。

(4) アメリカとの相互協力

資源小国であるわが国が今後も経済発展を続けるためには、環境に対しソフトであること等を前提に、絶えずイノベーションをはかることが必要である。そのため、基礎研究を重視しつつそれによる科学技術研究の成果を移転する。アメリカへの直接投資について、日本はこれまでカラーテレビ、自動車など直接投資による工場立地、あるいは合弁などで資金、技術面の協力で競争力回復、雇用増など摩擦縮小のための基本的な努力を行ってきたし、また、アメリカの要求する事実上の輸入制限である繊維、鉄鋼、自動車などの自主規制についても協力してきた。したがって、今後もこうした公正競争のための努力を行なう。

『アメリカ』

(1) 財政赤字の削減と積極的軍縮

① マクロ政策としてまずアメリカに求められることは、財政赤字の削減である。

アメリカの財政赤字の対G.N.P.比は、一

九八三年度には六・三%であったが八八年度には三・二%に低下している。しかし、一九八九年度でも一五二二億ドルと、前年より三一億ドルの縮小となっている

つている。

(2) 貯蓄・投資のバランス

アメリカの貯蓄率（個人）は、八一年の七・五%から低下し続け、八八年に四・二%に回復したもののが依然低い水準にある。民間貯蓄率の低さは国内貯蓄の低さにつながって民間投資を賄えず、外国資本への依存となり、経常収支の悪化の原因となっている。また、貯蓄の不足は資金コストの上昇原因でもある。したがって、双子の赤字の解消のために、貯蓄率の向上と消費の抑制策が必要であろう。例えば、企業貯蓄率減少の原因ともいわれる、買収資金の大部分を借金に依存するL.B.O（レバレッジド・バイアウト）の抑制や、M&A（企業の買収・合併）で金儲けすることによる消費刺激の抑制などが検討されるべきである。

対G.N.P.比で八〇年度の一五・一%から八八年度の一三・〇%まで低下しているが、軍事費と利払い費の増大のために歳出全体では対G.N.P.比は二〇%程度を維持している。とくに、軍事費のそれは六・一%と依然高い水準を維持している。財政に軍事の負担が重くのしかかっているのである。東西冷戦構造が崩壊しつつある今、ソ連とともにアメリカも財政上のニーズからいつても軍縮を強く求められており、アメリカ政府の積極的対応を期待したい。

2 主な問題点への対応

消費者の視点、納稅者の視点にたつて日本は自主的に次のような点について取り組むべきである。

(1) 内外価格差

政府の『物価レポート』によれば、東京の物価は、ニューヨーク、ハノーブルの一・四倍である。の共同調査によつても、内外価格差があるとされているが、とくに問題なのは日本製品が外国で買う方が安いという問題である。これには為替変動による価格改定のタイミングなどいくつかの理由が指摘されるが、問題なのは、企業の価格戦略である。とくに円高差益を還元しなかつたり、消費者を犠牲にして同一製品の国内価格を高くしたりすることが、ダンピングと非難される原因となつてゐる。また、海外市場のシェア重視のための二重価格の問題もある。消費者無視というほかない。したがつて、輸出メーカーは実態の公表を行ない、原因を明らかにし是正すべきである。

(2) 流通問題

わが国の流通制度は長年の慣習によつて形成されてきたものであつて、それなりの合理性をもつてゐる。しかし、わが国経済の世界に占める位置にかんがみ、異なる商慣習によつてわが国市場への参入が阻害されているという点があれば、これは是正されなければ

ならない。輸入品の高価格の問題として指摘される総代理店制については、並行輸入の阻害はこれを排除する。いわゆる大店法は、地域の街づくりのため、大型店と中小小売店との調整の役割を担つてゐるもので、運用に当たつて公正な運用を図ることは必要である。

(3) 談合問題

公共事業の「談合」は公正な市場開放の阻害要因となるだけでなく、タックス・ペイバーの立場からも是正されなければならない。したがつて、指名入札制度の見直し、業界の下請け制度の透明化をはかる。また、談合については刑事罰の要件の見直しと罰則の強化や指名停止期間の延長についても検討する。公正取引委員会のガイドライン（公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に関する独占禁止法上の指針）は、かえつて談合の抜け道となつてゐるとの指摘もあり、再検討すべきである。

(4) 独禁政策

独禁政策はそれぞれの国の経済社会の構造や歴史を反映しており、画一的ではありえない。しかし、世界第二の「経済大国」のわが国の独禁政策の国際的に理解されにくい点は、改善されるべきである。例えば、自治体の立入調査権を認めるようにする、独禁法を遵守するマニュアルをつくる（価格問題を話し合つたり、その情報を交換する会合に参加

しない、入札する前に競争者に合わない等の）など、独禁法の改正、運用強化を検討する。また、独禁政策が円滑に遂行できるよう、公正取引委員会の人員の増加など必要な態勢の強化をはかる。

(5) 企業の社会的責任

世界の相互依存関係が深まり、経済が国境を超えて活動している今日、経済活動の基礎単位である企業は単に資本の論理にしたがつて儲ければ良いという姿勢は許されない。現在ジャパンマネーが問題となつてゐるが、日本の銀行資本がアメリカ企業のM&Aに資金を提供してゐることは、アメリカの競争力低下を促進するものである。また、円高・原油安によって日本の企業は膨大な差益を懷したが、消費者への差益還元が全く不十分で労働分配率も低下している。巨額の金が財テク・マネーゲームに走つて土地の高騰、資産格差をもたらしたことなどは深く反省されなければならない。そして、日本企業が木材の輸入のために貴重な熱帯雨林を伐採して地球環境破壊に手を貸しているなどは国際的に指弾されている。

こうしたことに対し、幸い財界の一部人々から積極的な提言が出されていることは歓迎すべきことである。自主的な企業モラルの確立を期待するものである。

絶賛発売中

消費税廃止・税制再改革の
国会審議のすべてがわかる!!

第116(続1989年度版)

臨時国会報告

- 第一部 第116臨時国会の歴史的な意義
- 第二部 消費税廃止・税制再改革をめざして
／参議院可決の意義／審議経過／国会論戦＝廃止・基本法
・代替財源／見直し批判／
- 第三部 政治改革の実現をめざして
／リクルート究明／政治改革三法／選挙制度／パチンコ疑惑の真相／
- 第四部 生活の向上をめざして
／年金法改正／育児休業法案／被爆者援護法案／土地基本法案
- 第五部 法案一覧と解説

価格：600円（送料：1冊210円）

B6版：200頁

発行／日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館内
電話 東京03(581)5111 第(代表) 内線3880～4番

編集後記

二月三日公示、一八日投票の第三十九回総選挙はいつになく話題が豊富になりそうだ。一つは、野党連合政権＝国民連合政権の展望を開けるかどうかである。昨年七月の参議院選挙では与野党逆転が実現し、参議院では社会党の土井委員長が内閣総理大臣に指名されている。土井委員長は参議院選挙で「山が動いた」と強調したが、半開した国民連合政権の扉を総選挙で全開できるかどうかにある。

自民党過半数割れがどの程度進展するかにあらる▼二つには、消費税廃止の民意が変わったかどうかである。三点セットを最大の争点にした参議院選挙であつたが、その中心に強行導入された消費税の是否が位置していたことは各種世論調査でも立証されている。選挙後、社会党を中心に野党共同で消費税廃止法案が作成・提案・審議され、参議院で可欠された事実は重い。自民党は「消費税見直し」案を公表したが、基本は消費税の存続にある。この与野党の対応が有権者の投票行動にどう影響するかである▼三つは、リクルート疑惑関係議員の行方である。表面上は自民党を離党した中曾根元首相、藤波元官房長官はじめ

いる。

(N)

竹下、安倍、宮沢、渡辺ら関係者は、総選挙を「みそぎ」の絶好の機会として当選後は政治の表舞台に再登場することを公言してはばかりない。有権者が毛バリされているわけだが、リクルート疑惑への怒りがどう表われるか。まして前文部次官のように、総選挙に初挑戦して「みそぎ」も、裁判も有利に運ぼうとする厚顔無恥のヤカラが幅を効かす時勢である▼四つは、戦後政治に例をみない大量の引退で世代交代が進みつつあることである。現職議員の引退者は六三人を超える各党の重鎮が一線から身を引く。自民党は第二世代と呼ばれた田中、福田、鈴木らの元首相がそろつて引退し、ニューリーダーはリクルート疑惑で精彩がなく、本格的なネオ・ニューリーダーの時代を迎えそうだ。社会党の石橋、公明党の竹入、民社党の佐々木、共産党の村上ら元、前委員長も今期限りで引退である。こうして総選挙後の政界地図は大きく塗り変わる

| 政策資料編集委員会 | |
|------------|----------|
| 委員長 | 伊藤茂 |
| 岩垂寿喜男 | 松前仰 |
| 細谷治嘉 | 上原康助 |
| 小野信一 | 河上民雄 |
| 小林恒人 | 清水勇 |
| 田中恒利 | 戸田菊雄 |
| 水田稔 | 永井孝信 |
| 中村茂 | 安田修三 |
| 福間知之 | 志苦裕 |
| 矢田部理 | 村沢牧 |
| 久保亘 | 瀬尾忠博 |
| 押田三郎 | 渡辺博 |
| 佐間田勝美 | 浜谷惇 |
| 温井理 | 佐藤敬治 |
| 佐藤敬治 | 本岡昭次 |
| 大和銀行 | 衆議院支店 |
| 普通 | 20388821 |
| 日本社会党政策審議会 | |

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 300円

送料 一部 50円

年間購読料 四二〇〇円(前納)

ご送金は左記へお願いいたします。

郵便振替 東京8-80821
又は



POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

February 1990

No. 281

Foreword Wataru Kubo

Special Issue; National Budget(Draft) for Fiscal 1990

Proposition by Chairperson Doi to Prime Minister Kaifu

JSP's Observation on Drafting the National Budget for Fiscal 1990

Comment on the Reports of the Government's and LDP's Tax Councils
on Tax Reform for Next Fiscal Year

Comment on the Finance Ministry's Draft Budget for Fiscal 1990

Comment on the Cabinet's Draft Budget for Fiscal 1990

JSP's Representations to the Ministries for the National Budget
for Fiscal 1990

Documents

JSP's Opinion concerning the Structural Impediments Initiatives
between Japan and the United States

Others

PUBLISHED BY POLICY BOARD THE JAPAN SOCIALIST PARTY

First Members' Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)581-5111 Ext. 3880~4 Fax (03)502-5857

政策資料 2月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊 藤 茂

発 行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 東京 03(581)5111 内線3880~4

FAX 東京 03(502)5857

定価 300 円 (送料 50 円)